

宜 議 第 5 3 号
令和3年4月30日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第431回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和2年 12月9日	令和2年 12月9日	議案第72号、議案第73号、議案第70号
令和2年 12月10日	令和2年 12月10日	議案第87号、議案第86号、陳情第42号、陳情第43号、議案第70号、議案第72号、議案第73号、請願第7号、陳情第1号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第21号、陳情第27号、陳情第41号
会議日数 2日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第70号	令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案可決 (全会一致)
議案第72号	令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案可決 (全会一致)
議案第73号	令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案可決 (全会一致)
議案第86号	宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	同意 (全会一致)
議案第87号	宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	同意 (全会一致)
認定第2号	令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 10月30日	認定 (全会一致)
認定第5号	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 10月30日	認定 (全会一致)
認定第6号	令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月8日	令和2年 10月30日	認定 (全会一致)
請願第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和2年 3月3日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第 1 6 号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 1 号	貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 2 号	令和 2 年度福祉施策及び予算の充実にについて	令和元年 12月6日	—	審査未了
陳情 第 2 7 号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 1 号	令和 3 年度福祉施策及び予算の充実にについて	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 2 号	日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 3 号	国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年12月9日（水）1日目

午前10時00分 開会

午後 2時30分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

健康推進部長 次	松本 勝利
介護長寿課 認定給付係長	饒平名 文治
介護長寿課 長寿支援担当主査	島袋 文佳
国民健康保険課 課長	米須 之訓
国民健康保険課 保険税係長	富濱 祐敏
健康増進課 課長	玉城 悟

介護長寿課 保険料係長	寄川 久里子
介護長寿課 長寿支援係長	志良堂 孝
介護長寿課 事業管理係長	玉代 勢桂
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
国民健康保険課 保険税担当主査	西浜 稔
健康増進課 健診指導係長	下地 こずえ

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第72号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年12月9日（水）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第72号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○山城康弘 委員長 議案第72号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。予算書15ページの歳出、3款1項1目一般管理費の、これはシステム改修費補助金とあるのですが、実際どういったシステムの改修で使われたのか。委託料なのですが、この委託の期間がどういう期間でやられているか。これは毎年続いていくのか、その内容の説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。15ページ、1款1項1目システム改修費補助金の部分の委託料に関しましては、令和3年度に介護保険制度の改正に伴うシステム改修、4月施行分がございますので、それを本年度中に実施しなければならないもので、この部分の改正で、介護報酬単価の見直しが3年に1回ございますので、3年に1回のシステム改修費が主な部分でございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この改修は1回の委託で終わる、3月までに終わる、それ以降、何かメンテナンス、そういったものは発生しないのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。今回の委託料の部分に関しましては、まだ次年度以降の介護報酬単価のほうが、まだ決まっていない部分がございます。介護保険制度の改正に伴いまして、システムの改修を行いますので、ちょっと詳細な部分は、まだ見えない部分がございます。

委員御指摘の維持管理費に関しましては、IT推進課のほうで、包括的アウトソーシング事業の中で保守管理等を行うもので、以後のものはございません。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。次の質疑ですが、6ページの歳入のほうで、2款1項1目特別徴収保険料の減で、コロナの影響で収入減となったというような、減免の方がいらっしゃったことで、こういう減額になったというような御説明をいただいたと思っているのですが、これは具体的な人数、期間とかというのは、分かれば教えていただきたいです。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 こちらの部分に関しましては、新型コロナウイルス感染症の発生が2月からということで、県内でも確認されていまして、期間としては2月からで、保険料の減免の手続に関しては来年の3月31日まで予定しております。現在の見込みとして61件を見込んでいます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。とても大切だと思っているのですが、これは周知方法とかというのはどのようにされているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 周知方法に関しましては、減免のほうが決まりまして、市報のほうとか、あとはホームページとかに記載して周知を行っております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市の、この方が対象って明確になる基準というのですか、本人の要望というケースもあると思うのですが、認定の基準があって、それに値する人が対象になってくると思うのですが、その中で希望する人が要請するとか理解していたのですが、要はせつかくのこういった事業というか、減免の措置なので、漏れがないようにしていただきたいと思っていて、ホームページや市報だけだと、どうしても漏れが出てくる心配があって、もう少し市からプッシュするような形でできないでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員がおっしゃるような形で基準がございますので、その基準に合致する場合に減免の対象になります。先ほど申し上げたとおり、ホームページとか、市報等で周知、あるいは窓口とかで、収入の減少とか、コロナ禍の状況ということで、聞き取りとかで得られた場合には手続を案内していますし、国保側でも後期高齢者の保険料減免は行っていますので、向こうで手続した場合でも、こちらのほうで御案内したり、逆の場合も、介護保険料で該当する場合は、75歳以上の場合は向こうを御案内したり、この中で漏れがないような形で周知等は行っているところです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。せつかくの取組だと思うので、ぜひ漏れがないように一人でも多く、対象の方がいらっしゃって希望されるのであれば、その方が受けられるよう、減免してもらえるようにしてほしいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。一旦ここで終わります。

○山城康弘 委員長 どうぞ。宮城力委員。

○宮城力 委員 20ページをお願いします。3款2項7目、補正額が減になっていますが、主な理由をお聞かせください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。20ページ、3款2項7目の認知症施策推進事業費の減額補正の部分に関しての内容ということで、この部分に関しては、コロナ禍の状況の中で、認知症の事業のほうも休止せざるを得ない状況の中で、その休止分に当たる事業費の補正減となっております。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 認知症施策推進事業の構成メンバーは、どのような方で何名なのか、教えていただけますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。認知症施策推進事業の担当は、再任用職員1名と会計年度任用職員1名で事業を実施しております。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 そしたら、その事業に当たって県外とか、または県内の場所で勉強会とかというのも派遣で行くのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほども減の理由として、コロナ禍の現状の中で、なかなか難しいということもお答えしておりますが、県とかも、今現時点ではウェブ会議とか、オンライン会議とかで、現地に足を運んで研修を受けるような形は、今減少しているところでございます。

○宮城力 委員 分かりました。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 今、コロナについてありましたけれども、もう少し細かく、丁寧に説明してもらえませんか。要するにこの事業の中身の何の分がやらなかったとか、ちょっと説明してもらったほうが丁寧だと思うのですが、お願いします。健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。認知症施策事業の、今回委託料の20万円の減の部分に関しましては、コロナ禍の第1波の部分で非常事態宣言等出されましたので、その状況には見極め等もございまして、4月から8月、5か月分、4か所、1か所当たり1万円の減がございますので、その部分をトータルして20万円の減額補正で計上してございます。

○山城康弘 委員長 この事業の中身は何ですか。

○健康推進部次長 この部分に関しましては、認知症カフェ事業のほうで実施しているものでございます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。3ページの債務負担行為補正についてお聞きしたいと思います。この車両賃借料というのがあります。令和2年から令和8年度までとありますが、この車両の内容をもう少し説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。3ページの債務負担行為、車両賃借料の部分に関しましては、老朽化した2台の車両の交換に伴いまして、その車両をリースする部分で、令和3年度から5年分を2台賃借するものでございます。手続としては、令和2年から手続をして、4月1日から使用

するもので、訪問調査員の調査等で使用する車両となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 車の入替えということの説明でよろしいですか、もう一度確認します。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員のおっしゃるとおりでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 よく介護保険も国保も外回りもあったりして大変御苦労しているのは承知をしております。この時期に、これを買換えするというのであれば、本当にそれなりの安全性の高い、職員の身を守る、また事故を起こさないという、リースするのであれば、しっかりとしたいいい車を購入して、事故がない取組ができるように、いろいろなのが最近の車は、安全性が高くなっています。安ければいいのではなくて、安全性が高く、職員も安心して運転して訪問ができる形の車を購入しているというふうに見ていいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。職員に対する安全性の配慮等ありがとうございます。今回軽自動車を計上しておりますので、先ほど申し上げたとおり業務的に、この対象者の御自宅を訪問する際、狭い道を通ったりとか、そういったところもでございますので、車両等で標準装備されている部分に関しては、当然そぎ落とすことのないような形で、特に事故がないような形で安全運転の管理もしながら、やはり事故を起こさないように、軽自動車でございますので、全てにおいて装備がそろっているものというところは、なかなかいかないかと思っておりますので、その辺は今回計上したもので、車両のほうもリースしていきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 せっかく買うのでしょうか。リースするわけでしょう。特に職員の皆さんが安心して外の現場に動けるような車両を本当は準備していただきたい。今言うようにフル装備の一般乗用車みたいなものを買いなさいではなくて、フル装備のということではなくて、安全性を特に重視した衝突防止装置とか、またドライブレコーダーも当たり前に前も後ろもついているとか、そういうものを、どうせリースするのだったら、あと30万円でも20万円でもあげて、安心を職員に提供すべきだと私は思いますよ。

はっきり言って、この2台で170万円ですね、結構いい車を買えるのではないかなと思っています。そういうようなものをやっていくことも私は今後また調整しながら、来年の4月1日からでしょう、今から準備に入るわけだから、債務負担行為でしょう。これは議会でも誰も文句は言わないと思いますよ。しっかり職員が外に出ていっても、自動ブレーキ装置とか、またはいろいろなものがあるのでしょうか。また、ドライブレコーダーも前後につけて、いろいろな面で、この車両が、また進歩していけばいいのだけれども、今だと従来と変わらないような普通の車を買うのであれば、あまりよしとしないと思います。

それで、もう一度、これ予算は、今日は12月補正でしょう。しっかり相談して、次の補正で上乘せしたらいいさ、私は、そう思いますよ。まだまだあるはずですから、補正が。だから、しっかりとお願いしたいのは、職員の皆様方が安心して訪問できるような車両を、自分の車より性能が落ちる車を皆さんは持たせているでしょう。それではだめですよ。その点、もう一度答弁もらいます。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 部署的に車両のリースの部分に関しては、うちのほうは今、介護保険特会のほうで上げているところです。4月1日に業務のほうに間に合わせていかないといけないので、予定価格とか、そういった財務的な手続を今年度中に始めて、4月1日に納車するような形のスケジュールで債務負担行為を組んでございます。

伊波委員御指摘の部分に関しては、当然納入される車に関しては、安全性も考慮された車が当然出ておりますので、仕様書等で、予算の範囲の中で示しながら、どのようなところまで装備のほうを追加できるかどうかというのは、与えられた予算の中で仕様書のほうで調整していきたいというふうに思っています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回購入予定車両の仕様書の提出を委員長を通して要望したいと思います。

○山城康弘 委員長 分かりました。仕様書の提出はよろしいですか、要望。健康推進部次長。

○健康推進部次長 仕様書においては、予定価格を計上する際に、予算が認められて、初めて進めていくものですので、今回こういった予算を計上した参考となる資料の中で確認して資料を提出したいと思います。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 お願いします。7ページの歳入の2款1項1目、説明欄、食の自立支援自己負担分の40万円増についてですが、これは配食サービスを含んでいると理解しておりますが、この食の自立支援事業の実績と実態、その効果について、まずお聞きしてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。7ページ、分担金及び負担金の介護予防負担金、食の自立支援事業自己負担金の実績でございますが、福祉保健の概要の7—21ページの中段辺りに実績がございます。平成29年度が利用人数として23人、平成30年度15人、令和元年度21人というふうになってございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 福祉保健の概要から見て、平成30年度より人数は増えてはいるのですが、この食の自立支援の食のメニュー、種類とかあると思うのですが、食の種類と、また単価について、自己負担額についてお伺いしてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。食の種類としては、普通食と特別食がございます。普通食のほうが650円に対し自己負担金が350円、特別食のほうが750円に対し自己負担金が400円となっております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 この特別食というのは、やはり医師から食事制限とかある方のことを表しているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。医師から制限とかある方に対しての食となっております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** 令和元年で21名の方が利用していると表されているのですけれども、この利用者の方から、例えば弁当の量とか、値段に関して意見、要望とか、何かしらありましたら、お伺いします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 対象者に関しては、窓口のほうで御相談を受けて提供して内容を調整してございます。その折に、その事業に関しての要望とかというのは、特にちょっと窓口のほうではお聞きしたことはございません。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** 窓口で、最初の説明でやっていると思いますが、この事業は任意事業でありますから、保険者が任せられて認識すると思いますが、利用して、それから量が多いとか、やはり金額に合わないとか、また量が少ないとか、いろいろな御意見もあるかと思うのです。その辺もアンケートを取るなど、個人的に取るのが難しければ、自治会等、また老人会等を含めてアンケートとかで調査して、今後またサービスを利用する方を増やしていくとか、金額的にも少し負担が大きいという方もいらっしゃる可能性もあるので、その辺のアンケートとかもやっていく必要があるかと考えるのですが、見解をお願いします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** ただいま利用者の方に関しては自己負担金が小さくなればなるほどいいということで、そういう声もあるかと思うのですけれども、アンケート自体も実施してございますので、その他の機会のところで、声を拾う機会があれば、委員から御指摘あったような部分も伝えるような形で確認をしていきたいというふうに思っております。提供している事業者のところ、確認を試みたりとか、そういったところで、ちょっと確認をしていきたいと思っております。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** この事業、いいサービス事業だと思いますので、先ほど答弁ありましたように、できれば、この調査などしながら取り組んでほしいと思います。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** すみません。予算の面でもう少し入っていききたいと思っております。19ページの地域支援事業があります。また、その中の介護予防・日常生活支援総合事業費、その中で御説明をお願いします。

まず、1目の01、2,548万5,000円、利用者が減になっていますよという話は分かりました。ただ、その中に、まず委託料227万3,000円、さらには通所型サービス費等が2,308万4,000円の減があります。これについてももう少し説明を願いたいと思っております。この委託料ももう少し説明してください。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。3款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業の中の委託料227万3,000円の減額におきましては、今がんじゅうアップ教室、疼痛改善教室、認知機能低下予防教室を当初予算に計上しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、コロナ禍の状況の中で未開催の部分がございましたので、それぞれ5教室の事業の今年度執行を見込みまして、今227万3,000円の減を見込んでいるところでございます。

○**伊波一男 委員** 通所型サービス費の2,308万4,000円の減は、なぜそうなったか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○健康推進部次長 失礼しました。19ページの通所型サービス費2,308万4,000円の減額につきましては、訪問型現行相当サービスと通所型現行相当サービスの4月から9月までの、それぞれの実績で、10月から3月までの見込額を計上いたしまして、支出を見込みまして、今現時点で2,308万4,000円の減額を今見込んでいるところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。今回これを聞いたのは、委託料の減、また通所型サービスが新型コロナウイルス感染のため利用者が減ということで、理解をするのですが、この減になった場合、この受け入れしていた事業所の運営の危機というのではないというふうに見ていいですか。これは支出なので、それを受けていたところが、事業が、これが減になったことで、閉めたところがないかなど。今まで常に通っていた方々が、利用が減ったり、もしくは減ったおかげで事業所を閉めないといけないとか、そういうのもあるのかどうか。事業所の支出の流れを確認したら利用者がいない、相当利用者がいないと収入がないというのがありますね。そして、見込みも入れて、これだけ減るでしょうということなので、今確認だけさせてください。この通所型サービス費の減、またコロナ関連での介護予防・日常生活支援総合事業関係の事業所に対する支援策は、皆さん、何かあるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。介護予防サービスの部分に関しては、国のほうから、コロナ禍の状況の中で事業者が大変厳しくなっていく、あるいはまた利用者のほうの介護度が悪化しないような形で、安否確認とか、そういったところの中で通常のものも請求ができるような形のものも示されておりますので、そういった形のものも柔軟に認めたりとか、また国、県等で、介護職員に対して慰労金があったりとか、そういったところはあるかというふうに考えております。うちのほうもルール上の中で、介護保険制度の中でやっている部分に関しては、国の通知に基づき、先ほど申し上げたとおり柔軟な対応が認められた部分に関しては改めて対応しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。この特定財源が国県支出金等その他一般財源ということが書かれております。その財源の内訳は見ましたけれども、今の説明の中で、ちょっと確認したいのは、事業所関係が、閉めたところはありませんか、閉めそうなどころはないですか、事業所が経営危機に陥ったところはないですかという情報は入っていませんか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今現時点で、そのような形のもの、宜野湾市のほうに寄せられているものはございません。ただ、新聞報道等で介護事業者とか、あるいはそれ以外の事業所の部分に関しても、やはり経済が回っていないというか、流れていない状況の中では非常に厳しい事業者が存在しているのは事実ではないかというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 理解をしたいと思います。事業所がいなくなるということは、今まで慣れたところがなくなったら、また利用者も事業所変更が大変だなというのがあるものですから、また事業所で働いている方の雇用もあるものから、しっかり御支援を検討してください。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 予算書の9ページの9目介護保険災害等臨時特例補助金335万5,000円、国庫補助金ですが、説明では減免相当額の10分の6の補填というふうな説明が本会議場であったかなと思うのですが、その補助率の10分の6の確認と、それとその補填になったのは、先ほど宮城政司委員が質疑した6ページの1目、第1号被保険者保険料の特別徴収保険料490万2,000円、これに対しての補填かどうかということについて、補助率も併せてちょっと確認させてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。4款2項9目介護保険災害臨時特例補助金に関しましては、委員御指摘のとおり6ページの第1号被保険者に関するコロナ感染における減免措置に対応する10分の6の補助金を計上してございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと細かいのですが、10分の6にしてはちょっと大きいものですから、10分の6でよろしいのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員御質疑のとおり、10分の6に関しては、2ページの部分に関しては大きいですが、その部分は対象外の部分が入っていますので、その部分を除いた形の、9ページの335万5,000円が補助金になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それで、ちょっと6ページの話を見せてもらいますが、今回は特別徴収保険料の部分で、いわゆる年金から天引きの部分なので、そういった計算式に当てはめて、こういうふうな補正減が出てくるのですが、普通徴収の分についての、その減免だとか、その補正、要はこういうふうな減免に関して市のほうで補正減をすれば、国から補助金で、その分を自分のほうから補助しますよというのがあるわけですから、そうすると特別徴収だけではなくて、普通徴収の分についても補正減というのはどうなのかなと。それは福祉保健の概要を見ても特別徴収のほうは年金ですから、現年度分は100%ですよね。でも、普通徴収の分は毎年80%台を前後していますね。ですから、逆にコロナに関して、特別徴収に関しては補正減をしているのに、その普通徴収分に関して減すれば国が補助をしてくれるわけだから、逆に早めにそちらの普通徴収に関しても補正予算を減なのかは、それは分かりませんが、そこはちょっと早めにやっていたほうがいいのかという気はするのですけれども、そこは、今回は出さなかった理由というのはどういう。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。特別徴収部分に関しては、今補正減の計上はしてございませんが、先ほど申し上げた10分の6の補助金の部分に関しては、特別徴収、普通徴収を含めて、減免した部分に関しては後で申請をします。ただ、予算額計上の部分に関しては、委員が先ほど御指摘のとおり特別徴収部分と普通徴収部分に額の、予算額上の大きさがあるものですから、補助金の部分に関しましては、普通徴収も特別徴収も減免した額を含んだ額で申請します。ただ、予算上の保険料の今減免した額に関しては、普通徴収額のほうが小さかったので、今予算計上はしてございませんが、減免した部分に関しては10分の6のほうはしっかりと申請をさせていただきます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、予算書には出していないけれども、あれですか、普通徴収の部分は減免して、それを国に申請したということ、今の答弁はなるのですけれども、これは予算書に出していないということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回補正予算でございますので、当初予算のところで、特別徴収、普通徴収のほうは予算計上してございます。現在この減免した額に関しましては、普通徴収部分が小さかったので、今回補正の額のほうには普通徴収の部分は計上してございませんが、減免の補助金の部分に関しては、普通徴収、特別徴収も含んだ形で、実績で今見込んで計上してございますので、最終的に3月補正等で、当初予算で計上された額に開きが生じるようであれば、また補正等は計上していきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 要は、予算書には出していないけれども、それはやっているというのは、金額とかという問題ではなくて、当初予算予算は1,000円単位で出していますからね。そういうことは、今の答弁では理解できないのですが、1,000円単位で上げてくるときもあるわけですから、小さいから出していないという答弁では、ちょっとどうなのかなという気がしますよ。では、国に対して、その減額をやって、これだけの補助というのを、もちろん申請主義ですよ。国に対して申請したものを資料として出してもらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回減免の分に係る特例補助金の交付申請書がございますので、その中には普通徴収と特別徴収の部分の記載がないものですから、その分が見えるような形で、どの程度の金額があるかどうかというのは、確認して資料として提供したいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 もう一点、それは普通徴収分も減額されてというお話でしたので、実際補正予算の予算書のほうに、それが無いのです。本来であれば今の話だと、6ページのところに特別徴収分と普通徴収分と出てきていけば、そこはもうそこを見ればという、それを出さなくてもできるという、ちょっと根拠を。それはどういうふうな根拠で、そういうふうな予算措置ができるのか、ちょっと根拠を資料で出してもらいたい。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。明確に特徴部分と普徴部分の減免額というのは、補助金のところでは手続として申請してございますが、今回先ほど申し上げたとおり、当初予算のところの計上の中で、あくまでもこの介護保険料の保険料の徴収部分の予算額が幾らなのかに対して減免された後にいくらこのほうの収入が入ってくるかというところなので、今回は大部分が特別徴収の部分の減免が多かったものですから、手続としては、特別徴収のところから減額して、国庫補助金の部分で普通徴収部分を含んだ形の10分の6の補助金を申請している状況でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 おかしいなと思ったのは、国庫補助金が10分の6だけれども、計算したら合わないから、これはどこかに何かあるのかなと思って、それを見たら普通徴収がないというのが分かったのですよ。だから、理屈は分かるのですけれども、でも実際、議会に提出する予算書にそれが書いてないので、それはそう

いうふうな手続で大丈夫ということで、そういうふうに行っているわけだから、その根拠を示しているものを出してくださいと私は言っている。例えば地方自治法なのか、どうなのか。役所の何かか、そういうのは分からないですけれども、こういう要は予算の記述の仕方、補正の出し方ができるみたいなものがないと、今言っていることは、我々の審議の中で、見えないところでお金が動いていて、そして減額したのか分からないですけれども、説明を聞かないと分からないことですから、でも国の補助金は10分の6だという、計算したら合わない。だから、それは今おっしゃるとおり額が少なかったらというのとか、当初予算の話、これは分かるように地方自治法に規定されているよとか、あるいは本市の財務規則にあるとか、そういうものを出してもらえれば、なるほどなということに分かるわけですよ。今、予算書に対しての、この説明の分かるものを出してくださいという話なので、次長が説明している内容は、あ、そうかということは、理解はできるですけれども、ただこういう議会の場なので、それをちゃんとどういうふうな条文に沿って、そういった予算の組み方、予算の明記の仕方をしているということ、分かるようなものを出してもらえればという話なので。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今、呉屋委員がおっしゃる部分に関しては、明確に根拠規定というところで示すことが、ちょっと難しいのかなと思っております。介護保険災害臨時特例補助金の部分に関しては、先ほど申し上げたとおり、保険料の減免に応じた形での10分の6、委員おっしゃるような形で保険料の減免額の490万2,000円、6ページの部分です。その部分に対しては、令和元年度の部分がちょっと入っていたので、その部分を控除している金額になるので、10分の6に至らないという形になりますので、今回計上している部分に関しては、この介護保険の特例補助金の部分の335万5,000円が、どのような形で積算されているかという資料を提出するような形でよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 だから、こういう議会で質疑し、審議しているというのは、いろいろな法律や条例や規則に基づいて初めてやっているわけなので、これは少し整理させてください。すぐ即答とかではなくて、一旦持ち帰っていただいて、どういうふうに説明できるかというのを、今それでいいですよとはちょっと答えられないので、持ち帰ってもらって、ちょっと部内、課内でもう少し検討してもらおうといいのだけれどもなどと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今御指摘の部分に関しては、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 細かいのですが、16ページの2款1項1目居宅介護サービス給付費、財源組替えの結果、ゼロとなっているところの説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。16ページ、2款1項1目、居宅介護サービス給付費の部分に関しましては、介護保険料の減免等がございまして、保険給付費の部分に関しては応分負担のところ、保険料であったりとか、市の負担分であったりとかというのがございまして、今回の保険料

の減免部分の、減額になった部分の対象を今回一般会計繰入金等で、特例補助金等の部分も含めまして、財源内訳のほうを調整している状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その結果、居宅介護サービス事業への補正予算がゼロとなりましたということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。この居宅介護サービス給付費の歳出の部分に関しては補正の増減はございません。ただ、そこに入ってくる財源内訳のところの歳入側にちょっと調整がございますので、このような形で表記されてございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。あとちょっと細かいことですが、20ページの3款2項7目認知症施策推進事業費の、ちょっとこれに関連するか分からないので教えていただきたいのですが、先日宜野湾市のほうで自販機にカメラをつけて道迷いの認知症の方の発見を早くできるような新たな取組ということがあったと思うのですが、この費用等は、こちらに関連していますか、今回の補正予算ではないかもしれませんが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先日、本庁玄関前で見守り自販機の1号の設置試験をしてございますが、こちらの20ページ、3款2項7目の、こちらの事業とは異なる事業となっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変御苦労さまです。細かくいろいろな角度から確認をさせていただいておりますが、今回の議案第72号の増減に関する資料を添付してもらったら分かりやすかったのかなと。今ちょっと聞きながらしていますので、この増減に関する説明資料を要求したいと思います。

○山城康弘 委員長 岸本議員が本会議場で要求されておりましたが、別の資料ですか。

○伊波一男 委員 失礼しました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

○山城康弘 委員長 質疑に入ります。伊波委員。

○伊波一男 委員 また、お願いします。同じく2ページのほうの基金積立金というのがあります、6款。基金積立金が286万2,000円、減というのはどうしてですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。3款の歳出事業部分に関しまして急増していた部分を繰入金でもって計上することが可能になった、その部分の財源調整で基金積立金を繰戻す形で計上してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 財源調整をしたという形で積立金が減になりますよということで、理解をしたいと思います。積立金は、いつも言われますように、今回の12月の第2号補正で、今回の補正で、その時点で積立金は予算と関連するので、いくら残るのかももう一度お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。介護給付費準備基金残高、12月補正後6億3,300万円余りを残高として見込んでいるところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 介護保険の今後の介護保険料の見直しが、もうそろそろありますけれども、今どのような取り組み方を準備されていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今月に外部委員の策定委員会を4回目のほうを開催いたしまして、今現時点で見込まれる介護給付費であったり、対象者の推移で、認定率等を今見込んで、保険料の額を現在精査しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後にもう一回お願いします。介護給付費積立金が不足をするという話から、3年もたたないうちから、一気に大変大きな金額まで積立金が増えました。まず、この理由をもう一度お聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の基金の残高が増額された状況というのは、7期の計画を立てる際に当然保険給付費等を見込みまして、その部分で基金の取崩しの見込みであったり、そういったものを想定してございましたが、総合事業の適正化等、あるいは当初見込んだ保険給付費のほうが出しなかったことによりまして、7期の終了時点で2億9,100万円から今現時点で令和元年度末残高が今5億7,600万円になっている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 第2号補正にて基金が6億円を超えますと、6億3,300万円となりますという説明を先に受けましたけれども、今後の介護保険料等に関して大変市民も、積立金がこれだけあるということは周知されていて、皆さんの準備の仕方が、提案の仕方が大変に重要になると思うのです。今回また会議がありますということでなっているのですが、大体いつ頃をめどに数字的なものが出てくるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和3年1月に委員会のほうから答申を受けますので、その時点で金額がある程度見えてくるかと思えます。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 お願いします。17ページの介護予防住宅改修事業81万2,000円の増額、これは当初見込み、実績でいくと、何件ぐらいの申請があったのか、何件でどうなったのか、ちょっとお聞きします。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 伊佐委員の質疑にお答えします。介護予防住宅改修事業なのですが、すみません。まだちょっと件数のほうは出してはいたのですが、金額のほうで当初509万1,000円計上したのですが、上半期のところで、思っていたより給付費が今伸びている状況でありまして、このままですと590万1,202円、今回の補正額の81万2,000円、これは今ちょっと不足するかなと見込みは立てております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 福祉保健の概要を見ると、平成30年度から令和元年度、ちょっと件数が落ちてはいるのですが、今の話だと、まだこれから見込みが増えてきそうな、これは例えばですけども、20万円という限度額があるのですが、実際には20万円以上かかる工事もあるわけですか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 上限額が20万円でありまして、中には自己負担が発生しますが、改修内容によって30万円だったり、オーバーする改修工事もあります。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 例えばこれは受けられるのは1回だけですか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 上限内であれば、20万円の範囲内であれば再度受けることは可能です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 例えば今言ったように上限が20万円で何回か受けられるというのであれば、かかった工事が仮に40万円としましょう。そうしたら分けて20万円を申請することができるわけですか、そういう感じではないですか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 そういうわけではなくて、申請する段階の対象者の身体状況によって住宅改修が認められますので、上限額いっぱいというのは、ちょっと想定はされていません。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第72号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時22分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時30分)

【議題】

議案第73号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○山城康弘 委員長 次に、議案第73号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。よろしくお願ひします。まず、3ページの債務負担行為補正についてお聞きをします。

長寿人間ドック実施委託料なのですが、令和3年度分の債務負担行為かと思えますが、大体今年度の見込額とほぼ一緒と理解していいのか。今年度の実施状況、この見込みはどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。それとほぼ一緒の金額で次年度も債務負担行為にいくのか、それとも違うのか、増える見込みがあるのか、この点もお聞きをしておきたいと思えます。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和2年度の状況については、こちら介護長寿課のほうで対応している部分なのですが、ちょっと今のところ少ししか把握できない状況なのですが、実績としては、平成29年度が891名、平成30年度が934名、令和元年度が958名となっております、今回の債務負担については、1,050件を債務負担としては想定した人数となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。説明は分かりやすかったです。1割、10%増ぐらいの債務負担行為を取ってありますということで、理解したいと思えます。

それと、今回の予算書の中で特に金額が動いているのが、この後期高齢の場合は6ページの歳入、事務費繰入金というのが、職員給与等の繰入金とあるのですが、これをもう少し説明をもらえますか。これは繰入金だけれども、歳出でも出ていますね。歳出では、後ろのほうで時間外とか、出ていますが、これは大きな事業ですね、この点について、なぜどうなったのかをお聞きしたいと思えます。なぜそのような支出を準備しないといけないのか、お願ひいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の質疑ですが、6ページの職員給与費等繰入金については、一般会計からの繰入れになっておりまして、主に職員の人件費が当初予算で含まれております。今回の補正の内容については、8ページのほうを御覧いただきたいのですが、1款1項1目一般管理費の中の説明欄の01、一般管理事業の時間外勤務手当、あと委託料、こちらが制度改正等に伴ってシステムの改修委託料が今回上がっていますので、それについては一般会計の繰入れにて対応するというところで、今回6ページの再度の補正を行っているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。特に委託料が大きいという御指摘が、時間外勤務もありますとい

うのは分かりますが、今回結構大きな金額の委託料なのですが、これは国の補助があまりついていないメニューなのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員おっしゃったとおりシステム改修委託料が、この8ページの説明欄のとおり226万1,000円の歳出補正をしているところなのですが、それに対して上のほうにあります国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、今回45万2,000円が内示として出た額となっております。

実は、これは平成30年度も同じようにシステムの改修があったのですが、そのときには10分の10の補助があったところなのですが、今回は内示が出たところ、2割以下に収まっていると。その辺は県のほうに確認したところ、県のほうでは、国に確認したところでは、やはりコロナ関連で、国の予算も大分厳しいところがあるということ、あとこれは平成30年度の実績において、申請額に対して実績が落ちていたということも加味して、今回内示をしているというところがあって、ただ2割なので、かなり厳しい状況となっているところであります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 他の地方自治体も同じようなことだということで認識はしますが、これは制度改正というのは、国が制度を改正しているということで、本当に必要性はしっかりまた県にも要望したほうがいいかなと、もう一度。黙っていると、それでいいのかなとなるので、その点もまたお願いしたいなと思います。今回の大きな制度改正の内容は何ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 税制改正の中身なのですが、給与所得控除の額が、平成30年度税制改正に伴って施行部が令和3年1月1日となってはいるのですが、その控除が1万円引き下げられたというのが主な要因となっております。それに伴って逆に基礎控除が1万円引き上がった。この理由としては、今働き方が多様化していて、給与所得とか、公的年金が今まで控除されていた分を広く多くの方にも控除されるようにということで、これまでの給与所得控除、公的年金控除から基礎控除、大体の人が控除される基礎控除というところに振替をされたということで、これは後期の保険料については、基礎控除の部分の額が影響してきますので、そこが10万円、今回引き上げされていますので、それに伴ったシステムの改修が必要ということが、今回の改修の内容となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。基礎控除が見直しされたというのは理解しておるのですが、これによって何か大きな減免になる方々はたくさん、安くというか、何かありますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 軽減所得判定の中で影響してくるところなのですが、実際は先ほど言ったとおり給与所得控除が下げられてしまうと、収入は変わらないのに逆に控除が少なくなるという、不利益が生じてしまうということになるので、不利益にならないように逆に基礎控除の額を引き上げるという改正なのです。影響としては、ないと。これによって軽減されるとか、そういったものは基本的にはないところです。今までどおりの軽減が受けられるような改正内容となっております。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回の説明に対してなのですけれども、先ほど平成30年は10分の10の補助があって、今回は2割という御説明だったのでのですけれども、その後の今回の法改正に伴うものだと思うのですけれども、平成30年度の控除というのは別の理由があって、このシステム改修が必要になって、それに対しては補助があって、今回のコロナの影響もあって、この基礎控除を増やすでしたっけ、とかあったので、この改修が必要という、別の理由、それとも同じ理由だけれども、平成30年度から続いている改修でということですか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 平成30年税制改正は、先ほどお話ししたとおり、働き方の多様化を踏まえて、その働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しを行うということになっておりまして、先ほどお話ししたとおり、給与所得だったり、公的年金のものを引き下げて、広く利用される基礎控除を10万円引き上げる、個人所得課税の改定で、後期高齢には直接関係しない部分なのですが、その改定、平成30年度ということで、個人所得課税の改定によって後期高齢の軽減判定所得の中で影響が出るということで、直接平成30年のものが影響しているわけではなくて、あくまでそれに伴って、この軽減措置の算定に影響が出るということであって、平成30年度から引き続きというよりも、実際にこの会計自体が令和3年1月1日から施行されるので、保険料としては、令和3年度の計上から適用を受けるということになります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この委託先というのは市内の業者とかですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 現在システムを委託しております、沖縄行政システムさん、そこでシステム改修を行うこととなっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、沖縄行政システムさんは市内の業者ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 那覇市の会社です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 市内にも対応できる業者はありますよね。それとも、そもそも今回のシステムが、この業者さんがやっていて、その改修とかも、そこしかできないような感じですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 IT推進課のほうで制度的な基幹系システムの契約を結んでいるのですが、その一環として国保が活用しているシステムも、その全体のシステムとなっております。

○宮城政司 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第73号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時42分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第70号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○山城康弘 委員長 議案第70号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。ただいま債務負担行為を見ております。3ページ、債務負担行為、車両賃借料を確認しております。その説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。債務負担行為、3ページの車両賃借料についてですが、現在特定保健指導、特定健診後の特定保健指導で訪問する車両として1台確保しておりますが、この車両が平成20年の購入、リース期間後の買取りをせずと使用してまいりましたが、老朽化により廃車をする予定もありまして、令和2年度に債務負担行為をしまして、令和3年度からの車両契約用として192万2,000円の計上をしているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 これは乗用車でよろしいのですか、それとも軽自動車ですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 軽自動車になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国保のほうで、特定保健指導で利用するという形ではありますが、この車両購入ということは、前よりは確かに、先ほども介護特会の審査でもお話をしたのですけれども、同じように車の入替えがあるということのお話があって、ちょっとお願いをしたのですけれども、やはり今からは、こういう皆さんが現場に行くときに交通安全の対策が一番大事だと、行くのも大事、帰ってくるのも大事なので、いろいろ

な機能がついた、安全対策された車が、ぶつかりにくいとか、直前で止まるとか、そしてしっかりとしたドライブレコーダーが前も後ろもついて、そういう機能がしっかりついたものを職員は安心の中で、いろいろな現場に行ったり、また説明会に行ったりするということが大事だと思いますけれども、そういうようなしっかりとした機能をぜひともつけて、安心して職員が動ける体制づくりができるような車両をぜひ購入してもらいたいと思いますが、その点は、そのようになっているという理解でいいですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 伊波委員がおっしゃるように、まずは職員の安全運転ですね、それだけではなくてドライブレコーダーとか、そういった安全的な機能がついた車両、今回はリースということになるのですが、そういったところも必要かと感じております。ちょっと今資料のほうにつきましては、ドライブレコーダーは仕様書には入れていないところでして、ただ予算の範囲内で、そういった調整ができるかどうか、それについては、また契約の相手方との調整もできることであれば、そういったところも入れながら契約できればいいかなというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ぜひ職員が安心安全でいろいろな方面ができるように、まずはブレーキアシストとか、いろいろなものがありますよね、衝突防止何とかとか。そういうのはついている時代なので、自分の車にはついているのに市の車には、最低限の車両というよりは、やはりしっかり安全面も、またぶつけないようにできるような車両購入を望みますので、ぜひまたこういう形では、これだけいい機能がついていますという報告ができるようにリース会社、また車両の会社と協議していただいて、お願いをしたいと思います。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。8ページ、歳出の3款1項1目の一般管理費で、介護特会の審査と同じ質疑なのですけれども、委託料が、どういった内容の委託なのかということと、委託先が、すみません。まず、そこからお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの宮城政司委員からの御質疑ですが、委託料については、先ほどの後期高齢のところでも説明したように税制改正に伴うもので、令和3年度の国民健康保険税から移譲されますので、併せてシステム改修を行うもので、委託先としては沖縄行政システムとなっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 先ほどの御説明は、国からの補助があったと思うのですが、こちらには適用されていないのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保においては特別交付金で措置されるのですが、対象が、今年度だと令和2年12月までに作業を実施した分が今年度の対象となりまして、年明け1月から3月に関しては、次年度に予算措置されるということで、今回は交付金については、計上はしてございません。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の説明だとタイミングの話であって、補助自体は今後あるということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 宮城政司委員、おっしゃるとおりでございます。

○宮城政司 委員 以上です。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 少し確認させてください。10ページ、最後のページです。債務負担行為の補正調書、上から2番目の国保人間ドック実施委託料495万円、この財源内訳を見ると、一般財源のみなのです。他の債務負担行為には国県支出金ということで、いわゆる補助が、国もしくは県のほうであるのですけれども、なぜこの国保人間ドック実施委託料だけは、これは単費のみなのです。補正だからこうなのですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 10ページの国保人間ドック実施委託料についてですが、こちらは市民の方が人間ドックを受けられる際に2,000円分の助成の委託料となっております。こちらについては、特定健診等については、あるいはがん検診等につきましては、国の補助があるのですが、人間ドックについては、国の補助メニュー等が現在ない状況でして、こちらのほうで、そういうことで歳入の受けをちょっと計上していない理由ということになっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 特定健診は、国の補助はあるけれども、人間ドックはないというのは、これは市のほうが単費で市民のためにやっているということは頑張っているんですけども、これは例えば国に対して、そういうふうに要請をしているけれども、それは補助がつかないのか、それとも市として、あるいは県として、国に対して要請しているのかしていないのか。しているけれども、補助金は出していないのかという、その辺はどうなっていますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 国のほうに対して、市町村等で要請活動、これを補助化するような要請をしているかというところですが、今のところ、宜野湾市としても、市町村としても、そういった補助化の動きというか、要請はしていない状況でございます。

ただ、市の方針としましては、先ほどお話ししたとおり、市民の健康意識の向上、あるいは人間ドックを受けることによって疾病の早期発見、早期介入ができるメリットもかなりございますので、そういったところで施策的なものとしても補助を一般財源化しているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 提言なのですが、特定健診に補助するのであれば、人間ドックに補助しないという理屈がちょっと分からないので、やはりこれは宜野湾市、そして県からも国のほうに要請を、これは提言なので、する、しないとかいう答弁はいいのですが、提言しておきますので、ぜひこれは国に対しても補助を求めたほうがいいと思いますので、ちょっと提言させていただきます。もし答弁できる範囲であればお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 まず、宜野湾市のみではなくて、多くの市町村でも助成をされているところでございます。国のほうとしても、今、動きとしては、国保財政は高齢者の方々の増によって、やはり医療費の適正化のほうにも努めているところでございますので、動きとして、もし今後こういった早期発見、早期介入、予防に

力を入れて、そういう動き等ございましたら、またそういった状況も把握しながら必要に応じて国等にも要請するかどうかについては、市として、あるいは各市町村で連携しながら検討できないかなというところは研究してまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 国保財政が逼迫している現状ですよね、こういう厳しい中に国に対して要請していないということは、ちょっとどうなのかなと思うので、いろいろ検討してください。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。伊波委員。

○伊波一男 委員 今回の国保特会の大きな数字の動きの中で諸収入、雑入があります。これについてお聞きをしたいと思います。

特に7ページの歳入欠陥補填収入というのがあります。これについて御説明をもらいたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 7ページ、8款4項7目歳入欠陥補填収入の8,882万1,000円の内容ですが、こちらは9ページを御覧いただきたいと思います。9ページの9款1項3目償還金、説明欄01の償還金事業で239万円、そして9款1項4目保険給付費等交付金償還金、説明欄01、保険給付費等交付金償還金事業の1,678万2,000円、こちらの返還がありますので、その財源として歳入欠陥補填収入を歳入のほうで計上させていただいております。償還金の内容についてですが、それぞれ令和元年度の精算に伴う返還金となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度確認だけさせてください。歳入欠陥補填収入、大変お金がないのかなというのは分かるのですが、これについても一度、歳入欠陥補填収入というのはどういったことかということ、大変申し訳ないのですが、再度確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の質疑ですが、歳入欠陥補填収入について説明させていただきますが、御存じのとおり宜野湾市の国民健康保険特別会計においては、保険税を含めて歳出に対して歳入が不足している状況がありまして、その赤字分を補填しなければ歳入歳出、予算が組めない状況となっております。それで、市としては8款4項7目歳入欠陥補填収入、架空の歳入ではあるのですが、こちらのほうを計上することで、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。最終的にこの決算の中で入ってこない分があるのですが、こちらについては、翌年度からまた繰上充用という形で、歳出のほうで、その不足分をまた補う形で決算を締めている状況です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございました。特に国保財政は、令和2年度は12億7,873万7,000円の見込みも含めて、大きな赤字の中でやっているとお金がないので、そういう形の収入を得ているという言葉をはめ込んでやっているものだというふうに思うのですが、国保財政が、いつも思うのですけれども、なかなか改善しない、赤字が改善されないというのは、毎回思っているのですが、あと県が今後統一して、県が皆さんにいろいろなことを要望してくると思うのですが、それに向けて、今後の宜野湾市の流れについて、今持っている情報で結構ですから、その点お聞かせください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保の制度自体は、宜野湾市に限らず全国的にもちょっと構造自体に問題がありまして、どちらも赤字を抱えている状況が多いところがございます。今、宜野湾市においては、これまで令和2年度については、昨年度、議会の承認をいただきまして、平成8年以来の税率改正を行って、今年度見直しを行ったところではあるのですが、なおまだ財源としては、これを埋めるだけの歳入としては確保できていない状況が現状としてございます。平成30年度にまた大きな制度改革によって県が、この国保の財政の責任の主体となっております、県自体も保険者に加わっている状況で、今の県の方針としては、令和6年度に保険税の統一化を目指すということで、今それに向けて調整をしているところなのですが、それを見越した場合に令和6年度までに、今、宜野湾市が掲げている赤字の部分をどうにか縮小、解消を図っていかないといけないという状況が現状としてございます。そのためには、それまでに税率の見直し等を検討せざるを得ないという状況となっております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 このように歳入欠陥補填収入という形で、大きく赤字が数字で現れて、大変国保財政を扱う皆さんも御苦労されているなどというのは分かります。しかしながら、また納めている市民も今コロナ禍の中で大変厳しい状況が、来年度はさらにこの数字が目に見えて出てくるのかなど。また、さらに心配をしております。

特に赤字の、この穴埋めというのは、大変な金額が伴うと思うのですが、今後の皆様の、この国保財政が県の統一のほうの税率にするために、どのような進捗をしていくのか、多くの市民は大変気になるのですよ。激変しては大変だと、みんな知っています。しかしながら、上げないと、どうにもならない。だから、逆にここに1回国から20億円入ったとしても、また赤字になるというのは見えていますよね。

だから、どうやって皆様方は、この取組をして、あとは県に任せたから、あとはうちは何もなくていいということでも、またないと思うのです。宜野湾市でまた赤字が出た場合、だから逆に県へしっかり繰入をしないといけない、出てくるのではないかといつも心配しているのですが、今後の流れとして、令和6年度に向けて、昨年度も国保税の見直しをした。また、今後もあるのかどうかという形をお聞きしておきます。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波委員のおっしゃるとおり、国保の被保険者自体が、ほかの被用者保険に入れない方々が多くいらっしゃるって、所得も決して高いほうではないという中で、やはり保険税というのが、負担が大きいところもあって、それが今、赤字の額だけ保険税を上げられるかという、やはり現実的には、そういったものも考えながら見直しをしていかないといけないというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、令和6年度の統一化、一応まだ正式になるというところまでは、あくまで目指すということで、決定はしていないのですが、仮に統一を図るとなった時点では、今抱えている累積の赤字やそういった部分の解消は、やはり各自治体のほうで整理をしていかないといけない状況が予想されます。ということで、これから市長、副市長とも調整しながらではあるのですが、やはりこれだけの赤字を解消するためには、税率の見直しは避けられないところもあるのかなというのが、ちょっと担当課としても考えてはおります。少なくとも累積分まで含めての解消は、もうすぐは難しいと思うので、目標としては、やはり単年度、今3億円から4億円の赤字が単年度で発生する状況ですので、その単年度赤字の解消については、今後ちょっと検討していきたいなと考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 御答弁ありがとうございます。こういうように毎回数字的に歳入欠陥補填収入という形で、赤字を常に抱えながら事業を運営されていて、大変御苦労されていますけれども、しかしながらあまりにも国保税が上がると、逆に納め切れない方々が、滞納者が出て、また短期被保険者証の発行とか、それからまた病院を利用しない方々が逆に悪化してしまう。今言うように、今回はコロナ禍で、違う意味で、保護を受けておられる方は関係ないものですから、保護に陥る可能性も出てくるというのがあって、本当に悪循環なのかなということで、心配をしております。

ですから、ぜひまた市長会とか、市町村長会でも沖縄県の国保財政、黒字というのは一部ありましたけれども、ほとんど99%ないみたいなものなので、これをしっかり国に、まず一旦ゼロにするぐらい、それを3か年連続補填してくれ、要望をまたぜひやってほしいのですが、そういう動きは今まであったと思うのですが、記憶にある分だけお答えください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波委員おっしゃるとおり、沖縄県については、やはり特殊事情がございまして、前期高齢者が少ないといったところで、他府県に比べて国庫負担が少ないといった状況もありますので、その辺は毎年県なり、国保連合会を通じて国には要望しているところで、本年度も要望の予定はされているところですが、実際は。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。

(「進行」という者あり)

(委員長交代あり)

○屋良千枝美 副委員長 山城委員長。

○山城康弘 委員長 1点よろしいですか、国保のほうから。今、伊波委員からお話があった歳入欠陥補填収入の件なのですが、たしか去年は9億ぐらい、僕の記憶ですが、組んでいたと思うのですが、おっしゃるように4億円近くの増額で、今年度ですね、歳入欠陥補填収入やっていると。そして、皆さんが喫緊にやった税率見直しによって影響額というのは1億数千万ですよ、1億二、三千万ではないですか。そういう中で、先ほどの答弁で税率の見直しも必要だったので、逆に聞きたいのは、来年度の概算要求において法定外繰入れの件は、今、財政課との調整はどうなっているのか、要望として出しているのか、その辺状況をちょっと聞かせてもらえませんか。

○屋良千枝美 副委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 福祉保健の概要の9—5ページを御覧いただけますか。上の表になるのですが、①から⑦がございまして、⑥の部分が前年度の繰上充用額ということで、平成27年度からありまして、令和元年度については3億9,363万円、これが歳入欠陥に当たる部分で、こちらを令和30年度の赤字分を令和元年度のほうで3億9,000万円余り不足分を補填している状況でございます。これには載っていないのですが、令和元年度の決算締めておりまして、その繰上充用額が8億9,629万円余りということで、約9億円近くの繰上充用額となっております。それが今回の補正の7ページにありますとおり、補正後の額が今12億7,800万円余りと年々膨れている状況でございます。

山城委員長が言ったとおり、これは税率見直し、一般会計からの法定外繰入を想定しながらやっていく必要があるのかなということ、市長、副市長を含めて企画のほうとも調整しながら進めている状態です。令和元年度については、繰入はゼロだったのですが、令和2年度については、1億円の法定外繰入をしております、令和3年度以降も引き続き法定外繰入を一般会計のほうで負担してもらうよう財政課のほうとは調整をしているところでございます。また、一般会計の状況もございますので、この辺りについては、また予算編成の進捗を見ながらの調整になるかと思えます。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員長。

○山城康弘 委員長 説明ありがとうございます。先ほど伊波委員が言ったことが非常に重要なことでありまして、例えば税率を見た場合、この収納率が落ちた場合に本末転倒になる可能性がありますよね。今九十何%の収納率でありますけれども、これが要するに落ちていけば、税率を上げても歳入の見込額というのは、そんなに変わらない。そんな思ったより調定額に影響がなかった、そういったことが起こり得るから、なかなか税率のアップというのは非常にデリケートな部分だと思います。

そして、健康増進課のところと並行して医療費の抑制、保険の適正化をいろいろなことで頑張っていってほしいと思うのですが、なかなか間に合っていない状況です。医療費の抑制に関しては、ですから、その辺は、僕の要望としては、落ち着くまでは、ある程度この法定外ですね、厳しい財政ですけれども、このままだったら雪だるま方式になっていくし、そのまま法定外、次年度に入れなかったら、すぐ17億円、18億円ぐらいになっていく。そして、令和6年度の県内税率統一するときに恐ろしいぐらいのマイナスが出てくるような財政になってきますので、その辺はちょっと僕もそうですけれども、いろいろ知恵を絞りながらやっていただきたいなというふうに思っております。以上です。何か見解があればどうぞ。

○屋良千枝美 副委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員長おっしゃるとおりで、その辺はなかなか難しい問題で、先ほど申し上げたとおり、税率の見直しだけではなく、一般会計からの法定外も含めて検討はしていきたいと思えます。答えになっていないのですが、その辺はちょっと市長、副市長とも調整しながら進めてまいりたいと思えます。

(委員長交代あり)

○山城康弘 委員長 ほかにないですか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第70号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後2時30分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年12月10日（木）2日目

午前10時00分 開議

午後 3時30分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

健康推進部次長	松本 勝利
福祉推進部次長	宮城 葉子
障がい福祉課給付係長	大島 優子
指導部次長	川上 一徳
契約検査課長	伊禮 理子
はごろも学習センター所長	山口 久美子

介護長寿課長 長寿支援係長	志良堂 孝
障がい福祉課課長	津島 美智子
障がい福祉課給付担当主査	稲福 綾子
指導課長	與那嶺 哲
契約検査課長 契約係長	比嘉 祐一

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第87号 宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第86号 宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について

- 陳情第 4 2 号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第 4 3 号 国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 認定第 2 号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願
- 陳情第 1 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 1 0 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第 1 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 4 号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 1 6 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 2 1 号 貧困と格差をなくし、憲法 2 5 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第 2 7 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第 4 1 号 令和 3 年度福祉施策及び予算の充実について

令和2年12月10日（木）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第87号 宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○山城康弘 委員長 議案第87号 宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。前回と同じ指定管理者がやるということでは理解をしますが、今までの期間の、指定管理者の評価というのはあるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。今回の指定管理者においては、平成28年度から本年度、令和2年度まで5年間、指定管理者の指定の期間をやっております。中間年度の平成30年度に中間報告、ちょっと手持ちのほうに中間報告書がないものですから、おおむね良好の評価を見ております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 おおむね良好だという形ではありますが、この指定管理する場合は公募型ですか、それとも随意契約ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平成27年度の手続、本年度の手続においても公募で手続を行っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、すみません。もう一度評価のほうに戻りますが、利用者からは、そういう苦情等はないということで、理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 利用者からの御意見とか、苦情とかも受けております。その部分に関しては、指定管理者が一次的に受付をして、その部分の改善が図られるものに関しては図ってきております。質問等においては、所管課の介護長寿課においても報告を受けているところであります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 そうすると、改善しているということの理解をしたいと思います。

あと、すみません。手持ちのほうの資料を持っていませんが、債務負担行為になるのですか、この総額をもう一度教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回も債務負担行為の設定をしております、令和2年から令和7年度の限度額においては2億2,107万5,000円、単年度支出で4,421万5,000円の5年間分を債務負担行為として計上してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。もう一つだけお願いします。この指定管理者の指定をやりますが、前回同様常駐する職員の体制は、そのままですか。何名になって、どのような体系で今、老人福祉センターの事業をしているかということで、お願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。指定管理者においては、赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センターがございまして、赤道老人福祉センターにおいては3人常駐しております、伊利原老人福祉センターにおいては2人が常駐しております。今回も継続して、同じような形を予定しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。特に確認だけさせてください。宜野湾市の赤道老人福祉センター、2階が教育施設になっていますよね。それとの兼ね合い、管理は、最後の大事な管理責任者はどこののですか。運営は指定管理者が運営するのだけれども、建物は誰がやるのですか。そこだけ聞いて終わりたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。建物においては、赤道のほうは1階部分が老人福祉センター、2階のほうはがほろも学習センターとして区分自体は教育委員会の所管とうちの健康推進部所管のほうに分かれておまして、経営自体も両方分かれているような形になってございます。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。当局より提出していただいている資料を基に二、三質疑をいたします。

まず、この資料で指定管理者選定等委員会が6名の委員で構成されていますが、上限は何名までの、6名が上限なのか、上限の人数をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾市指定管理者選定等委員会設置規則というのがございまして、その中の見出しの中で、組織、第3条として、委員会は、次に掲げる者のうち市長が委嘱または任命した10人以内をもって組織するとありますので、規則上は10人以内となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 分かりました。10名が上限ということで、そして委員の構成の中で、それぞれ括弧書きの中で、その団体の代表であるとか、本市からは健康推進部長が入っていますが、会長の岩田直子沖縄国際大学教授は、何の専門で会長になっているかというのと、この会長に選任した理由というのをちょっと伺います。そういう情報が全くないので。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。委員会の構成している学識経験者の岩田直子沖縄国際大学教授を選任した理由等かと思っておりますので、まず岩田直子先生は福祉関係の専門というところで、ここは老人福祉センターでございますので、そういった視点で委員として御意見をいただけるということで、選任しております。また、沖縄国際大学においては、市内のほうでございますし、宜野湾市と沖縄国際大学が包括連携協定等も結んでございますので、そういった関係もございまして、今回委員のほうに選任した次第であります。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 指定管理の専門家は誰ですか、この委員の中で。指定管理についての専門的な所見を持っている方はどなたでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 当初たしか指定管理者制度が導入されたのは平成15年であったかと思っております。当時は管理委託制度から民間等が含まれる形で法制度のほうで改正されて、こういった行政学の強い方が、当初は選ばれていた部分があるかと思っております。ただ、公の施設の管理運営の形態というのは、公の施設の性格が、様々ございますので、そういった施設の性格に合わせた形の選任であったりとか、例えば美術館、博物館とか、学芸員資格等に詳しい方とか、あるいはうちのような老人福祉センター、福祉に強い方とか、あるいは海浜公園等という形で、公園と体育施設とか、そういったところで行政的に強い方がいいかとか、その施設に応じて委員の選任はされているかと思っております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 見る限り、指定管理全般を専門に見る方というのは、ちょっと私は見受けない感じがしたので、この先生は福祉の専門、指定管理という分野の中で、せっかく10名も枠があるのであれば、6名にこだわらず、もう少し増やして、特に新型コロナウイルスの今の現状を鑑みると、6名というのは少なかつたのかなというのがありまして、それは2ページのほうに委員6名中欠席者2名とありますよね。そして、4名の委員で選定を実施というところで、やはり6名から2人欠席して4名、もう一人休んでしまうと、これは半分ということで、その選考の意義というのが、やはり新型コロナウイルスが今感染者が増えている中で、やはり要するに予備という言い方は適切ではないかもしれませんが、何かあったときのためのサブをもう一人選んでおかないと、こういう4名だけで決めたということだと、どうなのかなという疑義が持たれる可能性もございます。

また、通常市民代表という形で、自治会から出ているかもしれませんが、利用者の、先ほど伊波一男委員からも出ましたけれども、利用者の声というのが一番大事だと思うのです。その中で利用者を代表する方という形で委員に選考する考えはなかったのでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。まず、前回の老人福祉センター指定管理者選定委員会は7名で構成しておりました。今回の選定の部分で1名減にしておりますが、前回は学識経験者、財務に精通する者がおのおの1人、市民代表として自治会長会、婦人連合会、利用者代表として講座サークルの受講生とか、の中での計5名でした。内部のほうで総務部長と当時の健康増進部長の7名で構成しておりましたが、今回外部の意見のほうを優先すべきということで、行政職は担当部長のみの6人で構成しております。

今回利用者の声を反映するという形で、選定委員会の最終日のプレゼンのほうには出席いただけなかったのですが、市老人クラブ連合会会長のほうを1名委員のほうに選任しておりますので、そちらのほうから利用者の声を反映できるということで選任しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 やはり人数は、なるべく10名に近づけるほうが、いろいろな人の声を聞けるなということ、今般新型コロナウイルスの影響が、ちょっと考慮されなかったのではないかと。やはり6名の中には2名欠員というのは、ちょっと大きいと思うのです。ですから、こういう選定は終わっているということであるのですけれども、やはりこれは提言として、部内、あるいは課内で、そういったことが、またもし選考委員会を立ち上げるのがあれば、やはり新型コロナウイルスの感染状況も考慮しながら、委員は人数を少し調整していただきたいなということを提言とさせていただいて終わりたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、前回の委員の数から1名減員しておりますが、説明したとおり、選定委員会規則に基づいて意見が反映できるということで、6人を選定しておりました。2名欠席が生じてしまったのですが、こちら3回の選定委員会で諮っております。その中で概要の説明であったり、2回目で選定基準の確認であったり、その中で3回目のほうでプレゼン等の、採点のほうの状況を説明しながら実施してまいりました。今回2回目の選定委員会の中で、3回目のほうの日程はお伝えしていた部分はあるのですが、それまで各種団体の代表として参加しているものですから、その日のほうで各委員の日程が重複してしまって、どうしても出席できないということの報告を受けた後だったものですから、ただこちらのほうも公募者に対してプレゼンの日程を伝えていたものですから、ちょっと動かすことができず、4名のほうで開催に至った状況です。委員御提言の人数については、次回以降、そのときのコロナ禍の状況であったりとか、適切な意見の反映とか、そういったところから人数のほうは調整していきたいというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 これは指定管理と多分委託事業は、ちょっと違うと思うのですけれども、全部で2団体応募があったとありますが、これは1か所ずつ分けるというのはできなかったのですか、赤道と伊利原で。それと指定管理というのは、こっちの点数が高いから2つ任せるとか、そういう方針もあるのですか、ちょっと僕分からないので、そこら辺ちょっと教えてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回介護長寿課で所管している老人福祉センター、先ほど申し上げたとおり赤道と伊利原のほうの2か所の施設がございます。今回募集要項で実施した際に、2施設を同時に一つの団体で募集要項で示しておりますので、プレゼンがあって、その両方が甲乙つけがたくとも募集要項で示しているとおり

の施設の指定をせざるを得ない状況です。そういったところで、やはり公募者からしても人員配置であったりとか、あるいは警備とか、清掃とか、いろいろな部門を包括的に委任するシステムになってございますので、その辺もまたプレゼンの結果を踏まえて、一つ一つをばらばらに分けるといことはできないものというふうに理解してございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。ちなみにもう一団体というのは宜野湾市内の事業者ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 団体名称、代表者、所在地等は公表しておりますが、今回この公募に漏れてしまった団体でありますので、ホームページ等でもA団体という形で、そういった評価を受ける形になりますので、申し訳ございませんが、ホームページではA団体として公表してございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。私、できたら、市内にそういう事業者さんがあって、できたら市内のそういう人たちに指定管理を任せられたら、もちろん点数制度はあると思うので、その辺はちゃんと審査員が加味していると思うので、そういうことを確認したかっただけです。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。資料の点数の評価項目のところに配点を書いてあるのですけれども、2団体で大きく差が開いたというのはどちらですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。お配りした資料の2ページのほうで、評価項目にの配点項目2番の管理運営を行うに当たっての方針等70点、適切な管理運営を実施できる具体策については85点を配点してございますので、この部分のところの差のほうが多分大きかったかというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この配点の区分から考えたら、そういう答えになるだろうなと思ひました。今回2団体の公募ということだったのですけれども、もっと多くの公募がある中で選ばれたら、よりいい団体を選べるのかなと思ひたのですけれども、この公募自体、すごくハードルが高いものだったのですでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。応募するハードルが高いのかという御質疑かと思ひるのですけれども、例えば業務委託、例えば警備とか、あと単体に絞った業務委託等であれば、警備に特化したものとか、あるいは清掃等であれば清掃に特化したものという形ではあるのですけれども、この指定管理者制度自体は、公の施設等は包括的に委任する仕組みになりますので、当然そういった警備も清掃も、あるいは保守点検、例えばエレベーターであったりとか、あるいは機械の設備であったり、そういった点検も全てできる事業者が基本委任を受けるので、そういった単体の契約に基づくものよりは、ハードルは少し高めになるのかなと思ひます。

ただ、その事業を実施するために市と指定管理者と調整して、再委託することとともできますので、その辺は委託することは可能ではあるのですけれども、包括的に公の施設を管理するという部分で意味すれば、

少しハードルは高目になるのかなというふうに感じております。ただ、伊佐文貴委員がおっしゃったような形で、では宜野湾市として市内の事業者とか、そういったところが担えるもの、あるいはこの目的自体は、最少の経費で最大の効果を上げるためにどの団体を指定したほうがいいのか、そのノウハウを設けるのかとか、そういったところも勘案して条件設定しますので、そういったものも考慮しながら、今回公募者の資格要件を設定してございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。理解できました。公募を行うということなので、ぜひ行政からも歩み寄っていただいて、多くの公募が増えるようにしていただいた上で、この選択というか、公募があるいはと、よりいいだろうなと思いました。そういった努力もやっていただきたいなと提言させていただいて、そういうふうにして応募してきた会社が多くなった上でなのですけれども、評価項目に今後宜野湾市内ポイント的な項目も、すごく低くてもいいかもしれないのですけれども、そういったことも考慮できないでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。多数応募していただいて、その中から選定されるというところで、ある意味いろいろな事業者が選定される中で、よりいい事業者を選ぶということもあるかと思えます。そういったところは、本当にそういったスキルを持っているのかどうかということもありますので、そういったところの条件等も、やはり御提言のほうを検討していきながら図っていきたいと思います。

あともう一点は、この募集要項の中で、市内に主たる事務所、または事業所を有することということで、そういった団体も、この募集要項の条件の中に記しておりますので、この条件をクリアしないと、また応募できないということもございますので、市内事業者に当然配慮した形の募集要項としてございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。目的としては、市内の老人の方々、お年寄りの方々がすばらしい、意義ある生活を送っていくための施設であると思っておりますので、その目的がしっかりと守られるような御助力をよろしく願います。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 お疲れさまです。資料の中の評価項目なのですが、このセンターにおいては、利用者に向けていろいろな講座をなさっていると思うのです。その評価項目の中に、利用者が講座内容に十分満足であるとか、こういう講座を設けてほしいとかという、利用者が充実した講座ができるということの評価項目という点は置かれていないでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。候補者に挙げた団体からは、利用者の要望、その実現策についてということで、こちらのほうも、うちのほうから計画書のほうに記載する項目がございまして、その中から利用者からの声を、理事長直行便とか、そういった形で改善に向けて独自の取組を行いますよとか、そういった形の応募の提案等もございまして、そういった中から充実した内容を今後また2期目の指定管理者のほうになされていくかというふう理解しております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 平成28年度から指定管理者制度になっておりますけれども、導入されておりますが、やはり講座の内容が、今まで講座からサークルに移行した、そういう老人福祉センターでやっているメンバーが、それが利用できなくなったという苦情が出ていたところがあったのです。充実した講座がなくなってしまったというのもあったので、先ほど伊波一男委員が、利用者の苦情というものはなかったかという質疑に対しても、やはり苦情にはしっかり対応していらっしゃるということではお答えがあったのですが、そういうやはり講座の内容というのは、しっかり把握しながら、こういう委託をなさっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 私のほうからお答えさせていただきます。福祉保健の概要お持ちであれば6—7辺りになるのですけれども、講座に関しては6—7のほうに赤道老人福祉センターでは22、伊利原老人福祉センターは9ということで、指定管理者による教養講座がされております。その辺に関しましても、ずっと同じものをやるわけではなくて、年に1回のアンケートを取りまして、あと参加者とか、参加者の人数等を踏まえて講座の見直しをしているところがあります。

サークルの件もございましたが、サークルに関しましても、なるべく使える時間帯を増やすようにとか、そういったことをこなしながら、より多くの方がサークルとしても利用できる、また講座もいろいろなパターンができるというような形で、毎年度見直しを図っているということも現行の指定管理者の評価としてはやっているということですので。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。いろいろな教養講座を持っているということですので、次はまた利用者のいろいろな面で要望などがあると思いますので、そういうのも反映しながら、またこの老人福祉センターの充実を図っていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。今ちょうど福祉保健の概要を見まして、老人福祉センターの条例でいろいろ定められておりますが、今回はプレゼンテーションなり、条例に関係する利用時間の延長だとか、料金の体系だとか、そういう条例に関係するような提案、一部改正をしないとできないような提案、あるいは今回指定管理者を選定したことによって、この老人福祉センターの条例の一部改正する、そういう予定があるかどうかだけ確認させてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。今回の提案の中で、条例改正等をしてサービスの提供ができないかというお話なのですが、今回条例改正を実施しないと指定管理者の提案を受けられないような事案はございませんでした。1回目の指定管理者を入れる際に、その当時、指定管理者導入前の直営が平日の午前9時から午後5時までだったものが、指定管理者制度以降は午前9時から午後9時まで、土、日、祝日も午前9時から午後5時までという形で利用時間の拡大等も図っております。また、今回の公募団体からは、さらなる市民サービスの提言等も伺っておりますので、その辺が実現できるような形で、今回指定を受ければ、令和3年4月以降、その調整等も図っていきたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回に関しては条例の改正はないのだけれども、利用者からの、もちろん直営でやっているときよりは十分利便性が向上していると思うのですけれども、例えば午前9時を8時にしてくれとか、そういう利用者の要望があった場合には、指定管理者からまた当局のほうに話があって、その中で必要があれば条例改正も、これは検討するものであるということで理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。基本、指定管理者であっても条例の制約を受ける形で、条例を遵守する形で当然管理運営を図っていきます。利用者から時間の延長等が出てくると、どうしても管理の、人件費の増加等がございますので、そういった経費の問題はございますが、その辺はまた財源的な状況等を勘案しながら、サービスの拡充等も必要になるものですから、その辺の検討等はしていきたいというふうに考えております。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 1つお伺いいたしますが、この老人福祉センターなどを訪問した際にフロアなどで皆さんが囲碁をなさっている、行くたびに囲碁をなさっているのですが、これはサークルの中の講座一覧には入っておりませんが、これは計画的にそういうものがなされているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。先ほど福祉担当のほうから宜野湾市福祉保健の概要の6―8の活動サークルの一覧の部分で、赤道老人福祉センター1番、囲碁のほうもございまして、サークル活動として赤道老人福祉センターで活動してございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 すみません。10ページのほうを見ていなかったものですから、いつも楽しそうに、満席になるぐらいいつもいらっしゃるので、ありがとうございます。また、充実したサークル活動をしていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城力委員。

○宮城力 委員 1つだけちょっと赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センターのサークルをやる上で作業療法士とかが立ち会うのか、この老人福祉センターに何名配置されているのか、ちょっと教えていただけますか。1点だけお聞きします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。赤道老人福祉センター及び伊利原老人福祉センターに理学療法士であったり、作業療法士であったり、そういった資格で配置してくださいという要綱等では課してございません。ただ、事業者のほうで、独自事業等において実施する際は、指定管理者の権限の中で、その事業を行うことはあると思えます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 ぜひこういった作業療法士さんが進める、こういったサークルとか、教室、講座等をもっともっと取り入れていただければなと思えます。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第87号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第86号 宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について

○山城康弘 委員長 次に、議案第86号 宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 まず、随意契約というふうになった、その扱い、どういう契約の経緯があったか、説明をお願いいたします。市内で何社あったとか、結果、こうなったとか、今後予定していたけれども、こうなったという経緯をお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今回指名競争入札におきまして、クロームブックの取扱いができるかを市内の文具、事務機の機器類、教育機材、備品、またOA機器など登録している市内業者に聞き取りをしまして、取り扱っている市内5者、また全国的にGIGAスクール構想に基づく端末整備をしている状況で、端末の供給が逼迫する可能性があり、同じように年度内に整備できるように県内の市外業者で同様に扱うことができる4者を加えた計9社を指名したところであります。

入札を実施したところ、1回目の入札で予定価格に達せず、2回目の入札で辞退者が出て、結果として入札は不調となりました。こちらのGIGAスクール端末の整備につきましては、文科省から年度内の整備を求められて、早急に着手する必要があることから、地方自治法第167条の2の規定により、随意契約をしたところであります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。不調に終わったというのは、その2回目のとき不調に終わったという理解でいいのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 1回目、両社とも達せず、2回目、1社自体となり、残る1社のみとなりました。本

市の入札の規定では、1社のみになったときは入札が中止、不調ということで、不調扱いになったところがあります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、先ほどクロームブックとおっしゃったと思うのですが、クロームブック以外の選択肢は、多分国から3種類あったと思うのですが、クロームブックを選定した理由をお聞かせください。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 まず、文部科学省では、大きく3つの端末を示されております。まず、ウィンドウズ端末タブレット、今回クロームOSが搭載されたクロームブック、またiOSが搭載されたiPad、こちらの3種類から選定するようということがあります。こちら我々のほうでいろいろな使い勝手、また県内の教育委員会の担当者とも意見交換して、クロームブックのほうが学校現場での管理、また限られた予算内での性能が非常にいい。また、子供たちが実際使って、ログインするまでの操作が早い。データがクラウドという場所に保存されて機器が壊れても、ほかの機器ですぐに授業等が再開できるなどの利点からクロームブックを有力候補としたところ。こちらにつきまして、最終的に学校現場の先生や教育情報化推進委員会などを経まして、宜野湾市としてクロームブックの採用を決定したところでもあります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今たくさんおっしゃっていただいた中で、実は幾つかの、それはほかの機器でもできるのではということもあったのですけれども、近隣の市町村はどういった機種を選定されているか、把握されていますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 県内、文部科学省において8月末時点の調査で、県内41市町村の選定状況ですが、41市町村中21市町村がクロームブックという回答でした。うち11市のクロームブック導入状況を含めると、全11市中8市、宜野湾市も含めてクロームブックとなっております。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。私も確認したところ、マイクロソフトを選定した自治体があって、その根拠の一つに、現状の仕事というのですか、職業訓練を一環になるということがあったらしいのです。それは現場の先生たちといろいろ議論をした結果、その子供たちがすぐ働く環境に慣れていく、そういった検討はなされましたか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今回文部科学省のほうでは、あくまでも教育で、学習用ツールを使って、子供たちの授業を理解する観点から様々な事例が述べられていました。委員おっしゃったようにウィンドウズ端末であれば、これまでの膨大なソフトウェアとか、ビジネスの社会ではウィンドウズ端末が優勢ということは承知しております。

ただし、今回文部科学省の示す補助金内4万5,000円などの範囲であれば、このウィンドウズ端末は、どうしても処理的な性能が劣ってしまう。もともとビジネス用途で高機能なノートパソコン、デスクトップパソコンで業務することが前提の機能となっておりますので、どうしても処理がなかなか追いつかないという弱点

がありました。これらのことを考慮して、また近隣市町村等を考慮して、宜野湾市としてはクロームブックを選定したところであります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、観点を改めて質疑させていただきます。資料の御提供ありがとうございます。スケジュールをいただいて、11月から教員研修が始まっていると思うのですが、この教員研修というのはどういった内容で、どういった人が受けるのかということと、これは教員の皆さんの就業時間を増やすことになっているのかどうか、御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 こちら11月から、GIGAスクール構想の実現をスムーズに進めるために各学校からGIGAスクール推進リーダーを出していただいております。こちらにつきまして、はごろも学習センターのほうで月に1回のペースで研修を始めたところです。11月の時点では、まずはGIGAスクール構想の全体像や文部科学省のホームページで示されているような授業のイメージなどを共有したところです。こちら先生の授業とかが終わった3時半から1時間程度組んでやっているところです。そのため先生の授業に影響なく今のところ進めている状況です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この推進リーダーの方々は、学校現場に戻って、ほかの学校の先生方に教える役割というか、担うことが想定されていると思うのですが、そこの計画というのは、学校に対して教育委員会から、こういうふうに推進リーダーは教えてあげてほしいというような話も、この教員研修の中で組まれていますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今回のGIGAスクール推進リーダーを招集する際に、各学校、また校長宛てに、このような役割、このような目的で実施します。また、この推進リーダーは、またいろいろな検討、学校内での周知の役割も担っていますということを文書で通知しております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その目的とか、役割というのは承知したのですが、具体的にどういった役割でほかの先生方に教えていくのかというところは、ちゃんと指導していただいているという理解になっていませんか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 現時点では、まだ端末がない、この推進リーダーの方も、実際物がない中で、どのようなことを習得して、また先生に伝えられるかというのは、現時点ではまだはっきりしていない状況です。なので、具体的に、どうするということまでは詰められていないのですが、今の時点では、この推進リーダーを中心に、教育委員会とこのGIGAスクール構想の全体像を正確に把握して、お互いに学校現場と教育委員会で、どのような活用の仕方がベストか、それをどういうふうに組み立てていくかを議論しているところです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこはぜひ丁寧にフォローしていただきたいと思っているのですが、そこから先が見えなくて、現場の先生方への教育というのが、今の説明では見えていないので、

そこまでぜひしっかりフォローしていただきたいと思っているのですけれども、その辺りはどうですか、教育の研修の中で、今の時点ではできないかもしれないのですけれども、3月には、多分端末とかも来ているはずなので、その長い期間の中で、後半には、そういった具体的な機器を使って、現場の先生方には、こういうふうに教えていくのだというところもカリキュラムでありますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今、例えば物があって実際にできる状態になると、例えば推進リーダーの中で、どのような授業ができるかを一緒に検討しながら、またこれらで、こういう授業が一番スムーズではないかというのが分かれば、その場面を動画で撮って、また学校の先生に実際に動画を見てもらいながら、自分で実現してもらって学校に周知することも考えております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このリーダーたちには、何か報酬等がありますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今の時点では特にはないです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あとは、この機器が学校に配布される時というのは、箱詰めの状態であるのか、それとももう開けられて、保管庫がちゃんとあって、その保管庫に配布された状態で学校の教室なのか、もしくは管理する部屋があったり、そういったところに納品するような形、どちらなのか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今回のGIGAスクール構想の一環の中で、文部科学省から充電保管庫と呼ばれる機械を整備するよとということに含まれております。こちらについては、また別の校内LANの整備の一環で今そろえられているところです。こちら鉄製の大きな中にクロームブックの端末が40台入るような機械になります。こちらは基本的には各教室に設置して、こちらに搭載するまでが、今回の設置業務、調達業務の一つに含まれているところです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 念のためなのですけれども、その保管庫に鍵はかかりますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 かかります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、このクロームブックを使う上でIDとか必要になってくると思うのですけれども、その辺りの初期設定作業というので用意されるようになると思うのですけれども、これは最初に作成するのは教育委員会のほうで作成されるのですか。その後、納品が終わった後、学校で管理されるのか。それともずっと教育委員会のほうで管理されるのか、管理方法を教えてもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 まず、IDにつきましては、このルール、付番のルールとかは教育委員会で決めて、そのルールに従ってIDを登録するのは業者の役割になります。また、この業者につきましては、管理ツ

ルで全生徒、また先生の使う分を一斉に登録して、これらに登録して、自動的に反映されますので、この反映された期間、この端末が使える状態になるところです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その仕組みは分かっているのですが、その運用が始まった後、IDとかというのは、どうしても増やしたり減らしたり、管理というのは発生してくると思うのですが、それを教育委員会でつくるだけではなくて、そのまま継続して管理のものか、それ以降は学校に渡して、学校のほうで管理してもらうのか、どちらになりますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今のところ、まだはっきりした形は決まっていないのですが、教育委員会で一元管理する方法が確実だというのが今の考え方です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、ちょっと細くなるのですが、たしかマイクロソフトのソフト、アプリケーションを使うというのが仕様であったと思うのですが、グーグルアカウント、マイクロソフトのアカウントも多分二重に持つようになると思うのですが、この辺管理がちょっと複雑にならないか。今、教育委員会で管理されるとおっしゃったのですが、僕も幸いかなと。例えばグーグルならグーグルで統一してソフトとかも対応していけば少し軽減とかできたかなと思うのですが、この辺り何か方針があったのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 こちらまずIT自体は、1つをつかって、あと1つに自動的に連携させるということができます。なので、両方で別々につくるというよりは、1つを基準にして、これらを基にもう一つのグーグルのほうをつくるとか、自動的に連携させる、そういう形でできますので、今の時点では、我々は既にあるもの、今後メインで使うものを中心にもう一つつくる。

文部科学省のほうから、今回のGIGAスクールの授業では、学習用ツールと言われるソフトを使って授業をするようにということがあります。例えばワープロソフトであったり、表計算ソフト、こちらにつきましては、マイクロソフトのチームスと呼ばれるものでも提供されています。グーグルのクラスルームというものでも提供されております。どちらを使っても授業はできると考えておりますが、より細かい、授業に即した、どちらができるかを我々は調べて、それを中心に宜野湾市ではやっという今検討しているところです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員、今質疑の内容が運用に関して入っていますので、議題の物品取得に関する質疑のほうにできるだけやるようにお願いします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 はい。丁寧な説明ありがとうございます。では、ちょっとこの資料でいただいたところに、そういう運用の話とかあったので、ちょっと脱線してしまいました。

今回納入される1万台少しの機器なのですが、特別支援学級の生徒たちにも配布されますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 特別支援学級の児童生徒にも配布予定です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後は要望ということで、質疑ではないのですけれども、先ほど管理するソフトも導入するというをおっしゃって、仕様書にも書いてあるので、各端末の起動回数とか、起動時間というのを、今後運用が始まったら、要は配布した端末がどのように使われたかというのをしっかりチェックして、集計していただきたいです。1年後とか、確認させてもらえたらと思うので、ぜひそれができるようによろしく願いいたします。検討をお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 この集計する機能は確認いたしまして、今、委員がおっしゃったような今後の活用度合いをはかれるように検討していきたいと思えます。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしく願いします。私のほうから1点だけ。前回勉強会をさせてもらった件です。納品の時期は、まだ確定していないという話なのですけれども、3月のいつ頃までには納めるという、この事業者とは詰めたのかどうか、そこだけお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 事業者を確認したところ、まだ本契約はできていないので、メーカーには発注できていない状態なのですが、提出しましたスケジュールでお示しましたところ、今のところ、メーカーのほうからは1月中には全ての機材を入れていただいて、2月に全ての機械を設定して、3月に各学校に設置ということは今事業者としては想定しているようです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。では、4月から運用できるという形で理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 事業者としては、メーカーにスムーズに納品できるよう最大限調整しているということでしたので、我々もそれを目標に今スケジュールを立てて導入を進めているところです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ぜひ一生懸命、これは皆さん、今、コロナ禍の中で担当者は苦勞なさっていると思いますが、ぜひ4月からのスムーズな運営、よろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしく願いします。先ほどの話では、その前に今回の契約金額は5億8,800万円余りということで、今議会で上程されている議案第86号、そして議案第85号、西普天間住宅地区の造成工事が5億1,000万円ということで、それよりも大きな金額の案件ということで、すごい契約金額なので、いろいろな角度から質疑があると思いますが、そもそも予定価格に至らなかったという、9社指名して。その予定価格の設定の仕方というのが、どうだったのかなということなのですが、何社かから相見積りを取って、そして予定価格を設定するというのが通常ですが、今回予定価格の設定の仕方はどのようにやられたのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今、委員がおっしゃったように事業者のほうからクロームブックの見積りを取りまして、また文部科学省のほうから示されている基準額等を勘案して予定価格を設定したところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回随契で取られた業者も、その予定価格の資料として教育委員会に提出されているところですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 ちょっとその中身について、ちょっとその辺答弁を保留させてください。よろしいですか、確認の時間をちょっとお願いしたいのですが。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時23分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時23分)

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 一般的に工事のほうと物品購入は違うかもしれませんが、例えば工事だとJVを組んだりとか、あるいはまた工事の場合だと、予定価格というのは公表しますよね。今回物品の場合は、予定価格は教育委員会で設定されました。要は指名したとき予定価格の公表というのをされているのかどうかということころをちょっと確認させてください。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 予定価格の公表はしておりません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それはなぜ予定価格の公表をしないのか。また、それをしない根拠というのは、どういう根拠でしないのか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 公表する、しないについてのところのものは、ちょっと契約検査課にも関わってくる場所がありますので、ちょっと担当課ということで、お時間をいただいてよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時26分)

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 契約検査課がいらっしゃる前に、ちょっと教育委員会にお尋ねしたいのですが、発注額が1万台を超えていますよね。小学校、中学校の児童生徒は、そこまではいない。1万台の内訳についての説明と、あと11市はどのような内訳をしているかというのを説明してもらえませんか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 まず、児童生徒の数につきましては、令和2年度の5月1日現在の児童生徒数9,459人を基に児童生徒用のパソコンを9,459台としたところです。また、先生用としまして、主に授業をする先生、各学校当たり30名から40名ほどいらっしゃるのですけれども、小中合わせて459名と我々カウントしました。また、予備機といたしまして、各学校25台から30台、合計388台を予備機としまして、合計1万306台とした

ところでは。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 内訳、先ほど9,459台というのは小中学校の児童生徒用、そして先生、予備機、他市においては、同じように児童生徒、先生、予備機というような振り分けをしているのかどうか、ちょっと確認します。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 まず、児童生徒数につきましては、文科省のほうから基準の数値が示されていますので、令和2年度の5月1日の数で。また、教員用の端末をどうするかにつきましては、各市に確認したところ、意見が分かれました、既存の先生用校務パソコンで授業を進めるようにというような、財政的な理由から指示があって、教員用パソコンを調達していないという市もありました。また、予備機につきましても、この数につきましては、各市少し考え方が違ってしまっていて、大きなところとしましては、財政上、予算上の制約から、この数100台とか、200台とか、そういう数のみしか予備機として確保できなかったと聞いたところでは。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 財政上の理由の話が出ましたが、これは国の10割補助かと思っていたのですが、これ要は単費の持ち出しもあったのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 国のほうからは児童生徒数のパソコンにつきまして10割補助金になっております。それ以外の教員用や予備機につきましては、市町村の考え方ということで、補助ではなくて単費という扱いになります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の説明を聞いて分かりました。そうすると、そこで先生用のパソコン、タブレットを購入する市もあれば、しない市もある。予備機の台数も変わってくる。ここは財政部署との調整が必要な部分があったのかなと思うのですけれども、それによって額が変わってきますからね。予備機の設定の仕方というのは、この場で議論するよりも、そのように決めたのだなということで、ある程度分かったこと、先生と予備機に関しては単費の持ち出しということか、もう一度確認します。先生の分と予備機は単費ということでは間違いはないですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 こちらにつきましては、文部科学省の補助金ではありません。ただし、市のほうで今年度、コロナの補助金が活用できましたので、こちらを活用しているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 臨時交付金の場合は8割補助かと思うのですが、先生用と予備機の財源の内訳で、その臨時交付金が幾らで、単費が幾らという、そういう内訳まで分かりますか。8割と2割とか、そんな感じですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 すみません。先ほど呉屋委員からあった、見積りの件について、今、はごろも学習センター所長が確認しないと分からないというところなので、今の答弁についても、もう少し待っていただければよろ

しいでしょうか。申し訳ないです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それでは、契約検査課のほうに来ていただきましたので、先ほどのちょっと質疑をさせていただいてよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 はい。

○呉屋等 委員 今回の契約に関して、税込みで5億8,800万円という、1回目の指名競争入札では、皆さん、オーバーしたということで、物品の購入と、あと工事の契約の仕方、入札の仕方が違うのかもしれないのですが、今回予定価格を公表しなかったと、先ほど答弁をいただきまして、指名競争のときですね。これはする、しないは発注者が決めるものかもしれないのですけれども、それをどちらも公表しないでもいいという根拠を。それと、見積りに関しても、予定価格を設定するに至ったときに、今回落札された業者が予定価格の参考見積りを提出した業者かというところを御答弁願いたいと思うのです。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ただいまの呉屋委員の御質疑にお答えします。まず、物品の予定価格の事前公表についてなのですが、宜野湾市の財務規則、あとは宜野湾市の建設工事等に関する最低制限価格基準等の要綱がありまして、こちらの要綱にて予定価格が130万円以上の建設工事、あとは予定価格50万円以上の建設コンサルタント業務等については、最低制限価格を設定する場合に予定価格を事前に公表する事例があります。それに基づいて最低制限価格を設定して、工事のコンサルタント業務については、予定価格も公表していることとなるのですけれども、最低制限価格を設定している契約等については、予定価格を事前公表してもいいのですけれども、それ以外の物品等については事前に公表していない状況です。

最低制限価格を設定することによって予定価格が公表されますけれども、こちらについては官製談合、漏えいを防止するために積算のもとになる情報が漏れないために公表しないことになっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 確かに建設の場合は、予定価格を公表して、最低制限価格を後で公表して、それで落札は分かるのですけれども、それはそれで分かりました。だから、物品のときに予定価格を公表しないでもいいという、そのところが、いまひとつちょっと今の説明では分からない。工事の場合はこうですよ、物品購入の場合は、要するに最低制限価格を設けなかったから、予定価格を公表する必要はないという今のお話だと、そういう捉え方はできるのですけれども、これというのは、でも指名競争入札をする業者からすると、予定価格が分かっているのと分かっていないのでは、当然入札する側からすると、金額というのは分からないですし、かつまた2社からは見積りを取っているわけですよ。そうですよね、先ほどの説明で。

そうすると、相手の2社というのは、ある程度金額的なところが、少し想像できるのかなという、公平性の問題、指名競争入札の業者に対しては公平性の問題で、予定価格を公表すれば、全て同じ行為は保たれるのですけれども、その辺というのは、要は財務規則とかには、公表しなくてもいいとは書いてないですよ。公表する場合と書いてあるのだけれども、その辺の、なぜかという、結果を見ると、1回目の指名が不調に終わったというのは、予定価格より入札が上だったということだと思いのです。そして、随意契約になったということと、また1万台の機種を年度内にそろえるには、1社だけで本当にできるのかということとか、その辺りやはりJVではないですけれども、例えば市内の業者と必ずセットしてからやってくれとか、いろ

いろいろな方法があったのではないかなと思って、指名に関する手続も。

多くの事業所、しかも市の持ち出しも入っている事業を、そういうふうな指名競争入札で予定価格を公表しなくて、この辺のやり方がどうなのかなとちょっと思いまして、できる限り随意契約という形で、ちょっとこの辺、入札のところの公平性というのが、確かに書いてある文書にはあるのだろうけれども、疑義を持っていて、そこら辺をちょっと教育委員会も契約検査課も、いろいろなことを想定しながら議論して決められたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 契約検査係長。

○契約検査係長 補足させていただきます。まず、130万円を超える建設工事と50万円を超える業務委託、建設コンサルというのが、最低制限価格を公表できません。そうすると、予定価格を事前に公表して、上限を設けて、最低制限価格を設けて、この範囲の中で一番安いところを業者決定というのが、この最低制限価格を設定して予定価格を事前公表するようになります。

ただ、物品の最低制限価格を設定する根拠がないのです。先ほど言ったように最低制限価格を設定できるのは工事と委託、50万円を上回る委託と130万円を超える建設工事のみなので、物品については最低制限価格を設定できません。なので、予定価格を基準に入札をせざるを得ない。予定価格を下回る業者で一番安いところの業者を決定ということになりますので、この予定価格を公表したら入札の意味がなくなるといいますか、事前にこれを行ってしまっただけということになるので、それで予定価格は事前公表できない、物品は最低制限価格がありませんので、設定できない。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 物品は最低制限価格を設けてはいけないという規則があれば、それを出してください。今はできるものについて説明があったのですけれども、やっではないという規則があれば、それを出してください。

あとは、はごろも学習センターの所長さんが見えたので、その予定価格設定のときの業者、見積りを出しましたよね、それが今回落札した業者に含まれるかどうかの質疑です。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 すみません。先ほど答弁が遅くなって申し訳ありません。予定価格を立てる際に2社のほうから見積りを取りまして、今回落札した業者からも受け取っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回落札した業者からも、その予定価格を見積りとして受け取っている。

○はごろも学習センター所長 はい。

○呉屋等 委員 その見積りは、この落札した業者を含め、もう一社、2社からである。間違いないですか。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 そのとおりです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、その入札に対する公平性というところが、なぜ2社なのか。確かに文科省の標準単価とおっしゃってはいたのですけれども、なぜこういうふうな話をするかということ、やはり5億円以上の大きな物品の購入ですよ。しかも、市の単費も入ってくると。もう少し入札する前に、いろいろと考えて、

これだけ1万台の端末機を導入する、そして導入した後のことも考えると、もちろん時間の制約があって大変だったと思うのですけれども、もう少しそこは分かりやすいというか、公平性というか、透明性が担保できるような入札の仕方のほうが、確かに最低制限価格を設けなくてもいいというのも、それは分かりますけれども、ただやはり公平性というのは、あくまで大前提ですので、しかも1回目で全て不調になったということで、それで随契になって決まったというプロセスからすると、やはり何かしらの疑義を持たざるを得ないところを感じました。

今の答弁からすると、もちろん教育委員会はしっかりやっつけようと思うのですが、やはりそこは、これは国の補助ということは、もちろん会計検査も入りますよね。そのときのことも考えると、万が一はないと思うのですが、会計検査というのは、いろいろな指摘して、最悪返還命令が出ていますから、そのとき今回の指名競争入札が本当に公平だったかということは、やはり我々議会としても、しっかりそこは審査させてもらう必要はあると思ったので、そういった質疑をさせていただきました。今の答弁で、十分納得ということではないのですが、その辺に対しては理解をいたしましたので、今後は、やはりこういう動きのものに関しては、もう少しいろいろな角度から考えてもらいたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員から先ほどございました、児童生徒へのものは、国からの補助がというところで、それ以外の先生たちに対する端末は単費というところで、ちょっとお話をした中で、単費ではあるのですが、コロナの補助金を使って、それを充てるというところ、それについては、10割補助ということでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、単費はないということですか。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 端末に関しましては、文部科学省の補助金についても、生徒分全部に対して補助金があるわけではなくて、3分の2に対しての文部科学省補助金であります。3分の1については、これまで国の方から3クラスに1クラス程度の学習者用パソコンを配備にしないというの、もともと文部科学省の方々にありまして、そちらは地方財政措置がされているということで、整備を宜野湾市も行ってたのですが、今回文部科学省、GIGAスクール用ということで、1人1台端末になったことで、3分の2に対しての文部科学省の補助をつけますというような内容になっています。なので、もとの3分の1については地方財政措置されているので、文部科学省の補助はないものを、今回この3分の1に対してもコロナの交付金と、先ほどの予備機、先生分についてはコロナの交付金を10割補助ということでかけてやっています。端末については、そういった形で申請を行っているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっとすみません。資料で児童生徒分、先生分、予備機分の財源の内訳をちょっと出させていただくと、分かりやすいかなと思います。あと当然、この端末には充電器が必要になってくると思うのですが、先ほど宮城政司委員の話の中で保管庫という言葉が出てまいりましたが、保管庫イコール充電器になるのか、この辺もちょっとすみません。答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今、委員がおっしゃったことは保管庫、充電機能もついて、ここに保管しながら充電するという機能になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これの購入はどのようにするのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 こちらにつきましては、もう一つの文科省から示されている整備内容、校内通信ネットワーク整備の一環で既に整備を進めているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 校内LANとかという、Wi-Fiをやったときに、最初にやったものの中に含まれているのですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 おっしゃるとおりです。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変分かりやすい説明をありがとうございます。パソコンを導入して、4月1日から走っていくという、それは今までパソコン、さらにはタブレットに触れていない子供たちも、今の時代に合わせた教育になるのかなというふうに思います。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それで、今、各校に予備機を二、三十台置きますというのは理解をします。置かないとまずいと思います。そして、一番思うのは、使い方を先生に指導する、生徒に指導する、また生徒が使い方を間違っただけでフリーズ、そういう場合、大変あちこちから呼ばれるものだと思いますけれども、利用しながら、走りながら、このメンテナンスというのでしょうか、それをサービスを提供していくというのでしょうか、そういうものの予算というのは、これにも含まれているということで理解していいのでしょうか。結局は1万台配る、はい、終わりではないと思うのです。先生方もこればかりに集中できないし、いろいろな授業があるので、それに関して、この1年間は、この業者が全てメンテナンスのために、管理に、半年間は職員を配置しますとか、そういうのがあるのかどうかも分からないものですから、はい、配られました。今まで各小中の先生方に教えているので、あとはお願いしますねと言われたら、これまたお手上げ、自分の仕事もできないというがあるので、それに対して。予算の中に入っているか確認したいと思うものですから、その点をお願いします。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今回の案件につきましては、あくまでも調達と整備だけで、この運用に関しては、こちらには含まれておりません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、教育委員会のほうにもう一度確認したいと思いますが、これはトラブルが発生したときは教育委員会から人が走っていくのですか、ちょっとお聞きしておきます。教育委員会のはごろも学習センターから30名も40名も人を派遣できますか、それを確認させてください。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 今年度は、この機器の整備の予算化を示しているところです。3月末までに

は各学校に配備しまして、令和3年度からは、また部署の予算を要求しているところです。また、はごろも学習センターのほうにICT支援員がおりまして、そちらのほうと学校と確認しながら、また業者のほうと調整しながら対応していくような形になると思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございました。意味が大体分かってきました。逆に言えば、箱物は提供する。しかし、走って見ないとメンテナンス、サービスの提供の仕方、指導の仕方は、はごろも学習センターから職員が走っていくということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 実際運用が始まってからの対応の方法というのは、まだこれからどういったものがあるかというのは、また洗い出しをしながら、また保守業者と詰めていく形にはなると思うのですが、やはり問合せを受けまして、保守業者のほうに現地に行ってくださいだとか、また支援員が直接行くだとか、そういった方法も含めながら対応してまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 やはりはごろも学習センターにいる、ICT関係の職員、専門員は、指導はしてもいいと思うけれども、修理したり、付きっきりで直したりするというものではないと思うのです。ですから、今一番心配しているのは、1万台が現場に落ちるということが、確かに予備機があるので、入替えはするのでしょうか。この予備機に関しての保証は1年間ということで理解していいですか。それとも5か年ぐらいありますか。端末全体の保証期間は何年ですか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 端末の保守につきましては、通常において不具合とかが発生した場合は1年間の保証になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 壊れるということは理解はしているのですが、予備機が30台、20台しかないということ、一小学校に1,200名いる、30台しかない。また、フリーズしたりする可能性もある。そこにいろいろな形でICTの支援員の増員をしないといけないと思うのだけれども、これを職員で雇うと大変だと思うのです。ですから、こういうような企業、これはどこですか、コンピュータ沖縄さんとか、また宜野湾市内にある専門のコンピューターの事業所さんとか、そういうところとしっかり年契約をして、問題は、走ったけれども、あれは使えないよとか言われたら、せっかく頑張って5億円も投入したのに何か授業中動かなくなるとかなってしまって、結局普及しなくて、その授業はできませんでしたとかということがないようにやっていただくということが、大前提だと思います。

だから、この機種自体はある。機種はあるが、使い切れない。それを教える先生もまだ慣れていないという状況ははっきり言っているとありますよ。また、家にパソコンがない、タブレットもないお子さん、またなかなかiPhoneとか、スマホを触ったことのないお子さんもいるかもしれない。だから、初めての子たちもたくさんいると思うので、このICTの支援員をしっかりと増員する。しかし、増員するのであれば、職員を雇うと大変なことになるので、もっと財政が厳しくなるので、しっかりと民間を活用して、民間の専門員、さらにはこの会社でいいですよ、やるわけですよ。あなた方が導入したのだから、あなた方は1年間、

2年間見るべきだよとか、その分安くしなさいということのことも今から出てくるのですが、今の予算をどういった形で要求していく予定ですか、関連してちょっと聞いておきます。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 ICT支援員につきましては、今の体制では、今後の運用を見据えると少し厳しくなると考えますので、次年度予算で増員を要求しているところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 低コストで専門家をしっかりと活用できるためにも、また民間の事業所の活用をお願いしておきたいと思います。

最後にお聞きします。この事業所は、宜野湾市だけからの、今のところ受注内容の状態で見えていますか。この事業者が、ほかの市町村からも受注がされていて、3万台、4万台とか、2万5,000台とかになっているかわかりませんから、この事業所は宜野湾市だけで受注しているということで理解してよろしいですか。そのほうが安心なのですね。なぜかという、コンピューター屋さんも、それだけ社員はいないのですよ。20名、30名で1万台を1か月かけて全部スタートできる状態まで持っていくというのは大変な事業だと思いますよ。その点もお聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 事業者を確認したところ、今の宜野湾市のみの受注となっていると聞いています。ただ、ほかの市町村も、これからまだ調達というのも少し控えている市町村があるようですので、その点については、まだ不明なところです。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城力委員。

○宮城力 委員 伊波委員がおっしゃった、この5億8,000万円の契約金額の中で、保証が先ほどの答弁で1年間とありました。大体OA機器業界というのは、1年間はハードウェアやソフトウェアの保証をするのですけれども、これの本契約に入る前に、必ずこの見積りの範囲で1年間は保証してください。学校の現場、先生方がやるのではなくて、こういうときはコンピューターを皆さんがコンタクトを取って、人材が足りなければパートナー企業だったり、いっぱいいますので、その辺の契約は、ぜひしていただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 この機種につきましては、通常の故障等につきましては、メーカーの保証がついているところです。今回ちょっと補助金という兼ね合いがありまして、あくまでも今の納入業者が請け負う業務としては最終的には納入までになります。

今、委員がおっしゃったように次年度以降の、こういう保守につきましては、また次年度の、現在予算計上しています、保守契約に含めて検討したいと考えます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 そうであれば、保守契約をするのであればしっかり、学校現場で使えるように。先ほど呉屋委員から児童生徒に整備する、トータルの数量をもう一度教えていただけますか。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 今、児童生徒用の数としましては9,459台としております。こちらにつきましては令和

2年5月1日時点での児童生徒の数となっております。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 この9,459台のうち教育委員会として把握していると思うのですが、不登校の生徒が多いと思います。その不登校の生徒に対しての整備をどういうふうにしてやっていくのか、その辺ちょっと気になる場所ですけれども、お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 IT推進担当主幹。

○IT推進担当主幹 こちらの内容につきましては、不登校の生徒の数も含めて、この数としております。こちらのGIGAスクール端末につきましては、学校の校内LANを活用して授業をしますので、不登校の子でも不登校を克服して学校に来られたときには、そのまま使えるような状態にする形になります。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 分かりました。ぜひこれはGIGAスクールはチャンスだと思いますので、不登校の子供たちにも、うまく学校と連携できるように働きかけたらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時50分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、事務局のほうから陳情書を読ませたいと思います。

(事務局朗読)

○山城康弘 委員長 それでは、まず本市の状況について当局から参考意見を聴取いたしたいと思います。福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 今回の陳情でございます、日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情についてでございますが、まずは宜野湾市の現状です。日常生活用具給付等事業として紙おむつの給付を行っておりますので、その現状を事務局のほうから説明させていただきまして、あとは質疑のほうにお答えしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、担当から説明させたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 給付担当主査。

○**障がい福祉課給付担当主査** よろしく願い申し上げます。お配りした資料に沿って、紙おむつの給付要件のほうと自閉症協会からの要望について説明させていただきます。

紙おむつの給付について、宜野湾市では日常生活用具給付等事業の一つの種目として、下記の要件に当てはまる方に紙おむつを給付しております。日常生活用具給付等事業につきましても、対象者の要件等を、すぐ下のほうに説明を記載しております。市町村が行う地域生活支援事業のうち必須事業の一つとして規定されている事業です。

在宅の障害者等も日常生活が円滑に行われるための用具を給付しています。根拠法令は障害者総合支援法第77条第1項第6号、厚生労働省告示第529条に要件が定められておりますが、対象者の範囲をはじめとした具体的な事業内容は、地域の特性や利用者の状況に応じて各自治体の範囲内で定めることができます。補助率は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

1の対象者の要件の表に戻ります。種目、紙おむつ、給付月額1万2,000円、非課税世帯の自己負担はなしですが、課税世帯は1万2,000円のうちの1割の1,200円を負担していただいています。

対象者は、①、直腸機能障害または膀胱機能障害の障害者で、治療によって軽快の見込みがないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のため、ストマ用具を装着できないため紙おむつを必要とする方。②、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または排便機能障害のため紙おむつを必要とする障害者等。先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のため紙おむつを必要とする障害者。③、脳性麻痺等脳原性運動機能障害の障害者のうち排尿もしくは排便の意思表示が困難な方。対象者となる障害について、表の下以降に説明してあります。先天性疾患に起因する神経障害による排尿機能障害とは、生まれながらに持っている疾患によって起こる神経の障害があることによる排尿障害のことです。尿をためる、出す機能には、脳や脊髄をはじめとした神経が複雑に関与しているため、神経の障害により、尿をためることができなくなることがあります。

先天性鎖肛に対する肛門形成術による排便機能障害とは、先天性鎖肛とは生まれつき正常な位置に肛門がない状態です。肛門形成手術を行います。手術を行っても肛門括約筋の量が少ない場合は訓練が必要になり、便の漏れがある場合があります。

脳原性運動機能障害とは、妊娠中から乳幼児期までの間に何らかの原因で脳が損傷を受け、体を動かす機能が障害を起こす疾患になります。この以上の障害を持つ対象者のうち、さらに在宅であること、3歳以上であること、かつ医師の意見書に必要性を確認できた方が紙おむつの給付対象者となっております。

次の2ページ目に移ります。2、現在の対象者数と公費負担額現在の紙おむつの給付を受けている対象者の数は71名で、障害の内容の内訳は脳性麻痺と脳原性運動機能障害が69名、前のページの対象者の要件の③に当てはまる方です。もう一つは、先天性疾患に起因する神経障害による高度な排尿機能障害が2名、前の

ページの対象者の要件の②に当てはまる方です。令和2年度の公費負担額の見込みが739万8,288円となっています。

3、紙おむつの給付対象者を拡充するよう求める陳情について、今回の沖縄県自閉症協会からの陳情の内容なのですが、紙おむつを必要とする障害者が不公平感なくサービスを受けられるよう紙おむつの対象者を発達障害者、知的障害者で、尿意または便意の意思表示、かつ定時排せつが困難であり、医師が必要とする者、必要と認めた者にも拡充すること。また、障害者福祉計画等を改定する場合は、紙おむつの給付対象者拡充を前提に計画を見直すこと。

(2)、紙おむつ拡充の対象とされている障害についての説明です。①、知的障害者(児)、重度の知的障害がある場合、排せつの意思表示ができず、紙おむつが必要な場合があります。知的障害者の定義については、療育手帳の等級で把握することができます。療育手帳のA1が最重度、A2が重度となります。療育手帳の説明なのですが、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳)までに現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助が必要とする障害にある場合に交付されます。最も程度の重い最重度のA1、重度のA2、中度のB1、軽度のB2の4段階です。障害の程度の判定は、都道府県ごとに基準が設けられており、知能検査の結果に日常生活用具を考慮して総合的に判断されております。

もう一つの発達障害についてなのですが、発達障害の場合、発達の特性として、排せつの際に不注意やタイミングの悪いことがあり、適切なタイミングでトイレに行くことが苦手なため、尿漏れがある場合がありますが、年齢や訓練により成長し、改善できる課題もあり、必ずしも普遍的な障害とは言い切れない面もあります。

説明は以上になります。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。配付していただいた資料からちょっと伺います。

現在の給付者数は71名、宜野湾市内の71名だと思うのですがけれども、これは過去何年間でいいのですけれども、増えているのか、減ってきているのか、この推移というか、何か傾向があれば回答をお願いします。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 すみません。福祉保健の概要をお持ちでしたら3—11、こちらの表の下の辺り、排せつ管理支援用具という欄の紙おむつなどというところがございます。これは件数の表示になっておりますけれども、これは人数ではなくて件数になっておりますが、年々横ばいではあるのですけれども、元年度からちょっと伸びてきてはいる状況はございますが、人数的には、それほど増減はないという状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。件数と人数、違いが、ちょっと分からないので、教えてください。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 これは月に1万2,000円上限で紙おむつのチケットという感じで配布しているものですから、人によっては丸々1万2,000円分使う方と、そうでない方もいらっしゃるということで、ちょっと数字が違ってくる場合がございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、この陳情にある対象者を拡充してほしいということで、この資料の①と②の知的障害者等、発達障害者の方を対象として加えた場合、何名程度になりそうか、把握されていますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 知的障害と発達障害という2つの障害の分野に分かれているのですけれども、発達障害のほうが、なかなかちょっと人数的な把握が難しい状況にございまして、知的障害の部分について、先ほど説明があった重度、最重度、A1とA2の方で、ちょっと試算をしてみました。この対象者がA1とA2の方で在宅の方、在宅、3歳以上という条件があって、医師の意見書も必要なのですから、在宅という条件を付した場合は191人いらっしゃいます。

また、重度の、重複の障害のある方は、また給付が受けられている方はいらっしゃるの、その方を除いた人数が158人となっております。これは紙おむつが対象か、対象ではない方も入っているので、トータルで、在宅の方でA1、A2の手帳を持っていらっしゃる、実際ほかの要綱の中で紙おむつの支給を受けていない方が158名いるという数字が出てきております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。分かりました。②の発達障害者は、ちょっと把握が難しいということだったので、例えば発達障害者（児）の中で医師が紙おむつが必要だと判断されるケースというのはあるのですか。対象になるかどうかというのは置いておいて、そういったケースもあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 該当するかしらないかにしても、医師の意見書を求めて紙おむつが必要か、必要ではないかという、そういう求めたことがないので、ちょっと相談はなくて、これは把握ができていない状況です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、陳情の中で、沖縄県、令和2年1月定例会で、陳情の内容自体が、ちょっと今把握できていないのですけれども、採択されたというのは、沖縄県から支援というか、アドバイスとか、そういった働きかけ等はありませんか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 この件が採択された以降ちょっと確認をしたのですけれども、特に通知とか、文書とかというのはないということです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、県内で、この拡充を、県も一緒になっているか、そうでないか分からないのですけれども、やられている市町村があるか、分かりますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 この陳情を受けてというよりも、以前から宮古島市のほうでは、重度の知的と重度の身体の方を対象に援助しているということを聞いております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この陳情以前から、そういった要望みたいなものは市民から上が

ったことはありますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 宜野湾市の窓口では、特にそういう要望はなくて、該当する方の相談とかはありましたが、それ以外の、今回の要望の方の、対象の方の相談は、今のところ、ちょっと把握していない状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もしこれで対象者を拡充するとなった場合、要望者、先ほど言った、トータルで158の中からの数にはなると思うのですけれども、希望者というのは見込まれますか、かなり。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 やはりこの158人のうちから医師の意見書ということで、どうしても紙おむつが必要という意見書が必要になってきますので、その中からの見込みはちょっと厳しい、難しいところはあるのですけれども、私たちも一応半分の、79名ぐらいになるかなと、一応見込みは立ててみたのですが、この辺はちょっと今のところ、御相談もないので、ちょっと把握しかねます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。79名、あくまで見込みということでお話をされて、現在の給付者71名、同じぐらいか、ちょっと多いぐらいなののですけれども、単純計算でいくと、令和2年度には公費負担見込額、もしこの方々が対象になると2倍になるということでもありますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 同じ月1万2,000円の給付額ということであれば、おっしゃるとおり倍以上になります。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。今の宮城政司委員の質疑とちょっと重複するかもしれないのですけれども、先ほど在宅が、これは要綱に入っていますよということなののですけれども、この陳情の部分で、この発達障害児とか、そういうのを拡充した場合には、そういうのも在宅から外れることとなるのですか。在宅の中での、この発達障害という意味ですか。この陳情の趣旨というのは、そういう増やすというのは、宜野湾市では在宅に限られているよという中で、それを外れるような格好になるのですか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 自閉症協会のほうに確認していないので、その辺、在宅、在宅以外というところは、ちょっと確認できていません。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。もしかしたら、そういうのもあるのかなと思ったので、そうであれば在宅から外れた場合には恐らく医師が認めた発達障害、実際に紙おむつが必要だと言われている人が、多分今の見込みよりも増えると思っっているのですよ。もし在宅の枠がなかった場合の話ですよ。そうであれば、多分先ほど言われた見込みの158名のその半分、70名余りの人たちがもう少し増えるのかなと予想されるのですけれども、実際今まで相談もなかったということなののですけれども、これからそういうのを増やしていこうという市の考えもあるのですか。この陳情書に沿ってやったほうがいいという当局の考えはどのようにお

考えですか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 今回の陳情では、知的障害者と発達障害になっておりますけれども、先ほども言いましたように発達障害のほうは、ちょっと把握がかなり難しいところと、あと訓練で少しずつクリアしていける子たちもいらっしゃるということで、今のところは、導入するには、ちょっとまだ研究が必要かなという考え方は持っております。

知的の場合は、先ほど言いました、手帳というところで、A1、A2ということで、限定して取り入れられるかどうかを検討するのですが、先ほど補助もあるということで、お話をしましたけれども、なかなか財政的にですね、これは補助なので、基準額があって、今現在の事業の中でも2分の1、4分の1、県と国から負担があるということなのですが、実際は半分も補助がなくて、持ち出しの事業が、この紙おむつだけではなくて、地域生活支援事業という事業の中のものなのですが、半分以上も持ち出している状況になっておりますので、財政的な問題もございますので、これはちょっと私たちからは、ちょっとすぐには、調整が必要になるなという認識は持っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。この陳情の内容の中身は、ちょっともう少し陳情者の意見を聞かないと分からないのですが、もしこの要望をやると、恐らく先ほどの在宅と手帳を持っていなくても医師が認めた場合であれば、出してちょうだいというのに近いと思うのです。そうすると、今、課長がおっしゃられた、宜野湾市の持ち出し分もかなり増えるのかなと。もちろん、できるのであればやってほしいと思いますけれども、今の本市の状況だと、なかなか厳しいのかなという思いがあります。これは今後そういう人たちの数字も上がってきているということなので、ぜひその辺また情報があれば、私たちにも教えてほしいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 先ほど補助の割合、この資料には国2分の1、県4分の1、市4分の1と書いてありましたけれども、今の答弁では、半分は市が出しているという話をしましたが、その仕組みは、ここに書いてあるのは国2分の1、県4分の1、市4分の1なのに市が半分出しているという、それは何ですか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 この補助率というので、2分の1、4分の1、4分の1ということですので、基準額というのが設けられておまして、やはり国も県も予算の範囲内ということになっておりますので、その予算の範囲内で各市町村も、この事業の実施状況等、これも影響するのですが、実際は2分の1、4分の1の負担だよとは一応ありますけれども、基準額というのが、それぞれ設けられておまして、それ以上になると、もう補助がないという形になります。負担金になると、負担金はちゃんと2分の1、4分の1、4分の1なら、その割合で入ってくるのですが、補助というのは、そういう予算という枠組みの中であてがってもらえないという補助でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、この費用が上がれば上がるほど、市の持ち出しが増えていくということになるわけですか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 そういうことになります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちなみに紙おむつって挙げられていましたので、これは現物支給になるのか、それとも給付だから、その分のお金を支出するのか、どちらになりますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 月1万2,000円分の紙おむつのチケットという形で、市民の方にはお配りして、そのチケットをもって登録した業者に行っておむつと交換する手続きを取って、それから業者のほうで役所に請求書でもって請求してくるという形になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 いわゆる商品券みたいなものなのですね。例えば安いときに買ったら、例えばこの商品券で普通は1枚1袋しか買えないけれども、倍であれば2袋買えると、要はそういうことですよ。引換え制度みたいなものでもって、そういう商品券みたいなものですね。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 業者が決まっておりますので、登録されているところで交換ということになりますので、値段は変動するか、多分統一されていると思われま。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 県議会も、これは決議をしているというふうな感じもしますし、ちなみにこの陳情は市長宛てにも来ておりますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 市長宛てに届いているという確認は取れておりません。今のところ連絡は入っておりません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 普通届いていれば、必ず原課には連絡は来ますよね。ということは、市長には届いていないというふうに考えられるわけですか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 はい。通常担当の課に直接来ますので、今のところ、障害福祉課では受けておりませんので、多分市長宛てには、まだ来ていないと。ほかの市町村も、多分議長に届いている感じがございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 陳情は、市長宛てには、今のところ届いてはいないということでしたけれども、まず県のほうでも採択しているの、市から県に対して、今現在も市のほうの負担が大きいわけですから、県に対しても、市町村にもう少し助成というか、補助金ですか、基準額の逆に見直しを市から求める予定はありますか。

○山城康弘 委員長 障害福祉課長。

○障害福祉課長 11市の研究会、事務研究会というところがあるのです。その中で、一応今回の紙おむつの陳情についての質問とか、浦添市のほうから出ておまして、10市のちょっと取組状況なども取りまとめている状況ではございますけれども、その中で11市のもので、県に要望を届けることがあった場合とかには

どんどん声を出していきたいなと思っております。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第42号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時33分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時45分)

【議題】

陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、事務局のほうから朗読をさせてまいります。議会事務局。

(事務局朗読)

○山城康弘 委員長 それでは、本市の状況について当局から参考意見を聴取いたしたいと思います。指導部次長。

○指導部次長 それでは、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情についてです。宜野湾市の状況を御説明いたします。

まず、国の学級編制基準では、小学校1年生は35人編制、それ以外は40人編制でございます。沖縄県におきましては、県独自の取組といたしまして、小学校1、2年生は30人編制、小学校3年生から中学校1年生までは35人編制が可能でございます。

今年度、本市におきましては、小学校6校で9学年が30人編制、小学校の9校、14学級において35人編制を実施しております。中学校におきましては、4校とも中学校1年生で35人編制を実施しております。

陳情でございます、20人学級の実現でございますが、現実問題といたしまして、学校の空きスペースなど対応は大変厳しいものがあるというふうを考えております。また、今月初めに新聞報道でありましたが、本年度県内において四十数名の臨時的任用教諭の未配置があり、教員の不足が課題というふうになってございます。

これらの課題等を勘案すると、20人学級を実施するには、かなりハードルが高いというふうを考えております。

以上、宜野湾市の状況を説明いたしました。あとは、御質疑にお答えしたいと思います。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。御説明ありがとうございます。先ほど次長が説明した宜野湾市の現状なのですが、これはいつからぐらいになっていて、改正みたいなことがあったのであれば、それがいつ頃かというのはありますか、記憶に。昔はもう少し多かったかなと思うのですが。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えいたします。今、手元に資料がないので、正確な年数は、ちょっと今お答えできないのですが、この少人数学級の取組が十数年前からできるような形になっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。十数年前から少人数学級の取組があるという御答弁だったので、少人数学級の取組というのは、今も継続して考えは続いているということでありませうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 はい。さようでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その考えはあるものの、現状の学校のスペースだったり、教員不足とかという、ちょっと難しさがあって、なかなか少人数を、もっと少なくすることは難しいという理解でよろしいですか、先ほどの説明は。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 当然40人学級よりも30人学級、もしくは35人学級というところが、いいということを私たちは認識しているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の35人、30人より20人、もしできるのであれば、そのほうがよりよいというふうな考えですか。その少人数学級に取り組んでいく思いというのは、もう少し減らせるものだったら、もっと減らしたほうが、よりいい教育が提供できるという考え方ですか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 人数については、人数が少ないほうが教職員の負担が少ないというところは事実でございますが、あまり極端に少ないと、その学級の中でいろいろな活動をするときにデメリットがあるのかなというところも正直なところでございます。

実は、中城村が村独自の取組で小学校20人学級を実際既に2年ほど前からスタートしているところでございます。その中でよさもあるのですが、やはり少な過ぎて、ちょっと活動にマイナス面もあるよというお話も伺っています。例えば体育の授業で試合ができないとか、その際はまた合同のクラスでやっているというふうなお話もあるのですが、集団で活動する際に少な過ぎるデメリットもあると。なので、どの人数が最適なのかというところは、今後研究していく必要があるのかなというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど学校のスペースのことをおっしゃっていましたが、これは本当に建物のことで、簡単にはできない話なのですが、確かに難しいと思いますが、教員不足は多分長年、宜野湾市だけではなくて、沖縄県としてずっと問題視されてきたところではないかなと把握しているのです

けれども、それに対して宜野湾市の教育委員に問うのはあれなのですけれども、何か対策的なことを県がやられていたかというのはわかりますか、分かれば教えてください。教員を増やそうとする働きがあったか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 正直なところ、教員の配置につきましては、管轄が中頭教育事務所になっていますので、例えば実際に先生が少ない場合だと、市の教育委員会ではなくて、中頭教育事務所であったり、また県のほうでやったりというところなので、ちょっと正直なところ、私たちは何とも言えないところが正直なところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと中城村の20人学級は、先ほどデメリットがあるというふうにおっしゃったのだけれども、いい面も、もしかしたら出てきているかもしれないというのがあって、では具体的に何が正解かというのは、いろいろ検証とかされていって、よりよい数字で、僕はもう少し減らしたほうがいいのではないかなとあるのですけれども、その辺りもぜひ検証して、よりよい教育環境づくりをよろしくお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしく申し上げます。今現在、宜野湾市内は30人、35人のクラスがある、40人もあるのですか、40人のクラス、何クラスなのですか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えいたします。今、正確な数字というところのお答えはできないのですが、中学校2年生、3年生については、ほぼ40人学級でございます。小学校においても教室が足りなくて35人編制ができない学校が2校ございます。ある学年です。ある学年で教室が足りないので、2学年ほど35人編制ができないという、実際は教室があれば35人編制が可能なのですが、教室が足りずできないという学年が2学年ございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。先ほどの話では、少なくして教室を増やしたら、職員の人数、教員の人数も足りないという説明があったのですが、これは増えても逆に先生の負担は多くなると私は思っているのですけれども、多くなっても、もちろん教育委員会の認識としては、教員不足は変わらないということですよ。少なくとも多くなっても教員の数は、例えば1クラス40人でも教員1人では、なかなか対応が難しいのかなと思うのですけれども、その辺どんなのですか、現場の現状としては。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 やはり学級が40人いる学級と30人、35人の学級とでは、学級担任の、例えば通知票をつくる手間であったり、ふだんのいろいろな課題をチェックする手間であったりというところではいいですと、当然人数が少ないほうが教員の負担という面では少なくなっております。逆にクラスを減らして欠員が出ると、その欠員を補わないといけないというところでは、配置ができない場合はいる方でカバーするということで、正常に配置ができていれば、当然少ないほうが教職員の負担は少ないのですが、配置ができない学級が1クラスでもあると、当然みんなでカバーしますので、その分の負担は大きくなるというところがございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。では、職員の負担が減ってもいくし、減ってもクラスが増えたら、

また人も増やさないといけないということであるのですが、これは推移というか、宜野湾市全体の小学生、中学生の人数というのは、横ばい、しばらくは増えるけれども、もうそろそろ減っていきますよとか、そういうふうな人口増加もあると思うのですけれども、どんなふうな推測されているのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今後の、例えば推移というところのものを委員会等で追求しているという状況でございますが、例えば増になる要因としては、例えばアパートが建ったり、マンションが建ったりとか、そういうもろもろの状況も考えられるのですけれども、現状として、それを全くなしという状況で考えますと、当然1歳から4歳、5歳までの、今後の出生の子供たちの状況を、例えばそのまま推移していきますと、取りあえずは、今年度をピークとして減っていく、右肩下がり状況ではございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。右肩下がり、もちろんこの右肩下がりになって、それがちょっと少なくなってくると、もし教室に余裕が出てきたときには、この陳情していることが、現実には言いませんけれども、少しずつ可能になってくる、まだしばらく先の話と思うのですけれども、将来的には、分からないのですけれども、こういう感じでいくことも想定はしていかないといけないという考えもあるのですか、その辺の御見解だけお願いします。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 すみません。先ほどの答弁の修正をお願いしたいのですけれども、今、私のほうで右肩下がりという話をしたのは、小学校で今年度ピークになって、次年度ちょっと右肩下がりになっていくということの中で、中学校におきましては、今の子供たちが中学校に上がるので、3年後、4年後ぐらいまでは、ちょっと上がるのですけれども、中学校もその後ちょっと右肩下がりになるというふうなイメージで取っていただければというところでございます。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 今後につきましては、文科省も長年、この少人数学級をやりたいということで、財政と調整をしているところで、今年度もその働きがあって、国の方針としては、少人数に向かっているだろうと、全国的に子供が減少傾向ですので、子供の減少に合わせて教員の数を減らさずに、その分を少人数にしたいというのが国の見解でございますので、本市としても、その国の見解に合わせて、子供の数が減っていく中で、その余った教室であったり、教員を少人数に割り当てていくというところが、スパンとして10年、20年になるかもしれませんが、長い目で見ますと、方向としては少人数に向かっている方向だというふうに考えています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この陳情は、新型コロナウイルスの感染拡大が、全然コロナが落ち着かないので、そういう少人数という趣旨と思うのですけれども、本市の学校は、僕も何度か質問しているのですけれども、感染拡大の予防とか、そういう消毒は徹底していると思いますので、まず職員の、先生方、皆さんの負担のほうが、私としてはちょっと心配なので、その辺をちょっと教育委員会の次長をはじめ課長の皆さんでフォローしていただきたいなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 どうぞ。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 お疲れさまです。この陳情の中で米軍基地内の学校では、思いやり予算で18人の学級が実施されているというふうに文書に書かれておりますが、それは確かなのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑でございます。私たちも、この陳情の中身を読みました。大変すみません。米軍基地でございます、18人学級というところは、すみません。ちょっと確認はしてございません。申し訳ないです。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。この文書の中で、教職員が子供たち一人一人に目が行き届きやすいということと、どの子も安心して学校生活を送ることができる。そして、学ぶ意欲も高まると言っておりますが、やはり少人数にすると、先生の子供たちに対する目の行き届き具合というのは全く違うと思うのです。一人一人の個性なども引き出すことができるのではないかなと私は思うのですが、そういう面では、少人数学級に対してどういうふうにお考えなのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 ちょっと先ほど答弁いたしました、まず少人数学級、例えば今行っている30人学級、35人学級だったり、また陳情で出ている20名ということの中で、やはり少ないという状況であれば、やはり今、屋良委員がおっしゃったような形で、一人一人にきちんと目が届く、そしてまたきちんとした授業を行えるのかなというふうにとちょっと考えております。

やはり実際に20人学級というところの中では、今ございますように国の責任で行うことという形ではございますが、国の責任においてということではありますけれども、やはり市町村に実務として下りてくるかなというような形、例えば学校の増築であったりとか、教職員の増員についても、全て国がやるということであれば、ちょっと表現は悪いのですけれども、よろしく願いますというところではあるのですけれども、やはりその辺はちょっと厳しいのかなというところが、やはり少人数学級を当然行いたいという反面、ちょっと実際にそれができるのかどうかという不安もあるというところは正直なところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 現場の中では、こういう少人数だとやりやすいかなと思います。宜野湾市のほうは、こういう1、2年生が30名学級で編制される。でも、3年生から中学1年生までは35人学級、そして中2、中3は40人ということだと思っておりますが、やはりそういう面では低学年の子供たちが30人学級というのは、より進んでいるとは思っております。そして、学校のほうを訪問いたしましたときに、クラスがかなりあると、各学校を見て、失礼しました。クラスを訪問したときがあったのですが、特に不思議に思ったのが、特別支援学級の多さにびっくりしたのです。

1つの学校へ行くと、特別支援学級が6クラス、7クラスという形であったので、こういう教室に入っている子供たちの学年を見ると、それぞれが1年生の固まり、2年生の固まりではなくて、その学級一クラスに1年生だったり、2年生だったり、3年生と学年がばらばらで、なぜなのと質問したら、やはりその子供たちの症状に合わせている、やはりLDであったり、学習障害を持っているとか、自閉症の子だったりということで、そういう子供たちの症状に合わせてクラスの編制をしているというのは大変驚きましたが、これは私は2つの学校しか見ておりませんが、ほとんどの学校が、そういう形で特別支援学級が6クラスも7ク

ラスもあるのが今の現状なのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宜野湾市内におきましては、屋良委員は2校、御覧になったということですが、市内はそういう形でクラスは多いという形になっているかと思えます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 それだけ子供たちの、問題を抱えた子が、そういう症状を持った子たち、LDの子であったりと、そういう子たちが年々増えてきているというのが、今の現状なのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 屋良委員が御指摘のように、ここ数年、特別支援学級、それから教室において特別な支援を要する、LD等を抱えている子供たちが増加しているところでございます。その要因としまして、そのLD等、特別支援に関する世間の認知であったり、教職員の認知というのが広がったことで、これまで埋もれていた支援を要する子供たちを拾い上げるようになったことによって、これまで埋もれていた子供たちの支援を手厚くしなければならないというところで、支援学級、それから特別支援員を配置する子供たちというのが増えている、増加傾向にあるところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 これはどの学校でも同じような感じ、状況ではあるということなのですね。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 本市のみならず沖縄県内、ほとんどの市町村で増加傾向というところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 それは子供たち一人一人に行き届いたということが、やはり大切、目の行き届いた教育、心の入った教育というのは、すごく大切な段階に来ているということによろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 委員おっしゃるよう一人一人を大切にされた教育というのは、もう我々もぜひやっていかないといけないと日頃から考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。やはり20人学級とはいわず、そういう少人数の学級を少しでも増やしていくということは、今の現状では大切ではないかなというふうに感じましたので、私も学校を見学しながら勉強を深めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 確認させてもらっていいですか。新型コロナウイルス感染拡大が完全に終息しない状況の中、学校が再開されましたとありますが、その5行下に感染予防対策として、教室の密を避ける少人数学級とあるのですが、前の報道等で、家庭内感染が主に感染、高いと言われている中で、今の現状として、この学校での感染がどのような状況か、今、宜野湾市の状況を少し教えてください。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今年の1月、2月頃からコロナが流行といいますが、感染が、ちょっと表現は悪いのですが、広がったというところの中で、その後の対策で、市内小中学校におきましては、大型扇風機や、ま

たサーキュレーター、こういう形のものです、換気をよくするという形のもの、以前から対応はしているという状況でございます。

そしてまた、次亜塩素酸水という形で、いろいろなところに、例えばよく児童生徒が手にするであろうところに常日頃から消毒はずっとやっているところでございます。

また、今年の夏前ぐらいから、登校するときに、例えば顔の認証で体温を測ったりとか、そういう形で児童生徒、そしてまた学校が一体となって、その辺の予防対策はやっているところでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。学校では、教育環境の中でしっかりと対策を行いながらやっているということで把握しました。陳情の中で、消毒作業の過重な労働と、また感染拡大を招いて精神的な負担など悲痛な声が上がっているとありますが、これは現在宜野湾市内で、そのような声は上がっていますか、学校側から。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えいたします。当初この消毒作業を教職員で全てやったというところがございます。その消毒作業の負担は大きいよという声は現場からも上がってきていたのは事実でございます。その後、文科省から児童生徒に消毒作業をさせてもいいのだよという通達がありましたので、それを受けて子供たちも一緒になって消毒作業をするというところで、当初よりは消毒に対する負担というのは、今のところ少なくなりつつあるところでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 それからすると、上のほうの教職員を増やすことが不可欠とありますが、コロナに対しては、教職員を増やすとかという問題ではなくて、20人学級にした場合、先ほどもお話があったのですが、今後少子化になっていくにつれて、今仮にですけれども、職員を増やします。あと、何年後かに年々児童生徒が減っていきます。その教職員の後々の問題も出てくると思うのですが、その場合にどのような問題が起きてきますか。今増やしても児童生徒がどんどん減ってきます。そのときに問題点としてどのようなことが起きてきますか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えいたします。教職員の採用については、市ではなく、沖縄県全体で子供たちの人数の推移等も見ながら県のほうで採用しているところでございます。何名の退職者がいて、来年どのぐらいの学級、子供たちがいるので、学級があるので、何名ぐらい採用しようというようところで、県が計画的に採用人数の調整をするので、適切な職員数を管理するところは市ではなく県が管理しているところでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 この教職員を十何人増やしとあるのですが、現実的に難しいと見えるのですけれども、その辺の見解をもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 例えばこれは沖縄県だけではなくて、恐らく全国的なものになるのかなというところの中でちょっといろいろ調べてみたら、今現在、日本全国で小学校、中学校が何校ぐらいあるのかといたら、約3万校という形です。これは公立も私立も合わせてということになります。今実際に国に働きかけ、教員

を10万人増やしというところがございまして、単純に学校数で割ると、1校当たり大体3名から4名ぐらいの配置というところがございまして。実際に3名、4名で足りるのかどうかというところもあるかと思うのですが、ちょっと少ないのかなという、実際どうかというところは別にして、10万人増やすというところの中でいうと、ちょっと実際に全国でやるには少ないのかなというようなイメージでは正直ございまして。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 教育に関して少人数にした場合、個人個人に行き届く、また教育環境があるというメリット、またデメリットそういった問題が出てくるというのがありますので、今後また調査してやらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。質疑ありますか。伊波委員。

○伊波一男 委員 これは20人学級、少人数学級ができるのであれば、本当に実現できたときに、またそれなりの結果が出ると思うのですが、いろいろな問題が出てくるだろうなと思います。また、人数が少なくてグループで動くことも、なかなかできない場面も出てくるでしょう。これはできないから入るのではなくて、できる、やった場合の効果を、どんなのがあるかなというのは大事だと思います。

宜野湾市の場合、参考までに、宜野湾市ができるかできないかは別にして、宜野湾市の今一番小さな小学校はどこですか。

(「普天間小学校」という者あり)

○伊波一男 委員 普天間小ですか、普天間小になると。どうぞ、どこですか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 普天間小でございまして。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 普天間小とか、そういうところは、今からまた建て替え事業とかあるので、これは対応できないと思うのですが、それなりの準備の中で普通25人学級がつくれるぐらい計算もできるのではないかなと思うのです。今回普天間小の関係は、地域の我々住民が急激に増える場所では、もうなくなってしまっているというのは現状にあります。ですから、宜野湾市独自で、また実施をしていく。

一番心配なのは、勉学は進む、何でもそうですけれども、マン・ツー・マンでやれば、塾なんかマン・ツー・マン、それだけで終わっては駄目だと思うのです、学校は。学校ないろいろなことを学ぶ場所というふうな認識があるものですから、だから本当は、そういう実証実験というのが、もしあればやるべきではないですかと言おうと思ったけれども、普天間小学校は、もう建て替え事業があるので、対応できないのだろうとかあるので、もう少し私も研究をしますけれども、少人数学級の一番の目的は何なのだろうなというのをもう少し探りたいなと思います。以上です。参考意見、いろいろありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第43号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後3時25分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後3時25分）

【議題】

議案第86号 宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について

○山城康弘 委員長 次に、議案第86号 宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第70号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第72号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第70号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第73号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第87号 宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○山城康弘 委員長 次に、議案第87号 宜野湾市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時27分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時28分)

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情

陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度

を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、以上12件を一括して議題といたします。

本12件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(閉会時刻 午後3時30分)